

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成22年12月3日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長

経済建設部次長 加藤 慎 君

兼環境課長

総務防災課長 神谷 元弘 君

兼都市計画課長

会計管理者 塚本 邦広 君

兼出納室長

監査委員事務局長 福井 康夫 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

前山美恵子 議員

近藤 郁子 議員

榊原 杏子 議員

山盛左千江 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に22番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○22番(前山美恵子議員)

おはようございます。

では、議長より発言の機会をいただきましたので、壇上での一般質問をさせていただきます。

まず1点目、高齢者福祉の充実を求めて質問をします。

ここの中で、質問1として、全日本民医連が『「介護保険 10 年」検証事例調査報告』と題する、介護保険の利用者や家族について大規模な全国実態調査を行いました。その結果は、市民の貧困化の広がりの中で、低所得者ほど重い負担に苦しみ、必要なサービスを受けられない実態が明らかになりました。

これは、日本共産党国会議員団が5月に行ったアンケート調査でも、同様の結果が明らかになっております。

多くの矛盾と問題点を抱えた介護保険制度のもとで、高齢者や家族、事業所や自治体では、言葉では言いあらわせない困難と苦しみを抱え、切実に解決を求めていることが、これらの調査であらわれているように思われます。

今、高齢化が進行し、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯などが増加して、家族の介護力が大きく低下しているにもかかわらず、今の介護保険制度が自立、自助を強要し、軽度者からの介護取り上げを進めるような制度であり、いかに高齢者や家族の生活実態を無視した誤った政策であるということを浮き彫りにさせました。

そして、このことは本市でも例外ではないということが、9月の決算でも明らかになりました。

今年の2月時点で本市での要介護者認定を受けた約 1,736 人の中で 1,346 人、約 77% は何らかのサービスを受給していますが、その他は受けていません。

しかも、サービスを受給している中で、住民税非課税者が余りにも少ないという結果も明らかになりました。

この結果も、一件一件、職員の方に調べていただいたから明らかになったわけですが、介護保険に切りかわってから、高齢者の生活実態がケアマネで把握されるようになりました。

しかし、ケアマネがかかわらない、サービスを受給していない要介護者の実態は、わからなくなってしまったわけであります。

専門家の調査によりますと、低所得者ほど重度の要介護度になりやすいと言われております。生活環境が劣悪な上に、情報も満足に届かないからと言われております。このような高齢者を放置することはできません。

そこで、花巻市の取り組みを紹介しますと、息子が介護していた父親を殺してしまった痛ましい事件をきっかけに、在宅介護者実態調査を実施したところ、在宅介護者が軽度または中度の抑うつ傾向にあるということがわかり、その結果から見守りと助言を目的に訪問相談員を配置させた事業が始まったそうであります。

本市でも介護保険制度から取り残されている高齢者が心配になります。まずは、花巻市のような取り組みが必要ではないでしょうか、お答えください。

また決算では、保険料滞納による制裁措置で利用料の負担割合が1割ではなく、3割負担になった事例が明らかになりました。

保険料を2年以上滞納したケースですが、3割負担は払えないわけですから、何らかの対策が必要ではないでしょうか、お答えください。

2点目として、高齢者のひとり暮らしが増えてきました。心配されるのが孤独死であり、全国どこの自治体でも、この問題を抱えているといえます。

このケースで千葉県松戸市の団地でたまたま2回、孤独死が立て続けに発生したことか

ら、「孤独死ゼロ作戦」の展開を始めたという話を聞きました。

孤独死 110 番、シンポジウムの開催、見守り活動、そして年中無休の「いきいきサロン」に取り組んでいるそうです。

このサロンは、常時2人体制の配置にし、いつでも利用できる、気軽に憩えるサロンとして訪れる高齢者が年々増えて、住民同士のつながりができてきたといいます。

今、ひとりぼっちの高齢者や孤立した高齢者世帯に光を当てて、地域の協働の力で生活問題に取り組んでいくことが課題となっています。

こうした地域のネットワークづくりが、上からの組織化だけではなく、住民協働と自治の取り組みとして発展していくことが大切だと思います。

こうした、たまり場的なサロンなどが、市内全域に広がっていくことが望ましく、その支援を行政に求められるわけであります。この点について、当局の見解をお聞かせください。

2点目の質問に入ります。

教育行政の責任で教員の多忙の解消を求めて質問をします。

教員の長時間労働が問題になって以来、解消に向けての質問をたびたびしてまいりました。そして、労働安全衛生法が改正され、文部科学省の通知で教職員の始業・終業時刻の把握を適正に行うことが求められてきました。

そのため、やっと今年度から時間外労働の把握をするため、「在校時間の状況記録簿」というものがつくられ、記録をとられるようになりました。

というのも3月5日に、県教育委員会から各県立学校に「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止について」の通知が出されました。

ところが県教委からは、各市町村教育委員会に対しても、この通知を参考にして、「各学校において勤務時間を適正に管理し、健康な心身の状態の中で教育活動に取り組めるよう周知をお願いします」という通知が示されたため、今年度から小中学校の教員も記録をとることになったといういきさつがあります。

教員は長時間労働でへとへとという状況にあるということ、3年前に質問させていただいておりますが、やっと昨年からは健康障がい防止のため、面接指導が受けられるようになってきたわけですから、この通知の趣旨に沿うように実施をしていただきたいと考える次第であります。

ところで、早くから教員の多忙の問題で独自に実態調査に取り組んでいた他県では、教員の在校率とその業務内容をまとめたところ、小学校での残業状況は教材研究や分掌業務がトップであり、中学校では部活動指導と教材研究であったということでもあります。

このことが判明した今、県教委を含む教育委員会での業務見直しなど、改善に向けて動き出しているそうです。

ところが愛知県は、この問題に冷たい姿勢で臨んできたことから、愛知県の教員の環境は超多忙なままになっているわけです。

だからこそ、3月5日の通知が出されたのを機に、教員の労働安全衛生体制を実効のあ

るものにするよう質問をします。

1点目に、在校時間状況記録簿は正確な把握ができるものでなければなりません。3月5日の通知で県立学校は県教委から示された様式で行っており、教員の状況がよく把握できるようになっていますが、市教委の様式はそうではありません。

まず、この点について改善を求めるものです。

また、1カ月当たり100時間とか80時間とかの残業を強いられている教員が、上司による面談を受ければよいというものではなく、いかにして残業時間を減らしていくかということが大切です。

そこで、正規の勤務時間を適正に割り振ることによって、時間外勤務を命じないようにすることが必要であり、修学旅行のようにあらかじめ実施することが明らかな場合は、勤務の割り振り変更で対応することを考えなければなりません。

その割り振り変更簿を各学校に作成をさせ、全教員に割り振り変更がやりやすいように周知することが、勤務時間短縮につながるものと思われます。

この点について、当局の答弁を求めるものです。

2点目に、他県では多忙解消の取り組みが進められているのですから、本市でも進めていただきたいのであります。在校時間状況記録の適正な把握をして、教員の勤務実態を調査をし、本来、学校の本務外である部活動や、行政や校外からの依頼業務、これは教員から切り離すことが大切ではないかと考えますが、この点についてお答えください。

3つ目の質問に入ります。

住民の命と財産を守る消防職員体制について質問します。

消防職員の増員については、昨年も二度質問をし、改善を求めてまいりましたが、結果的には増員されませんでした。

今のところ、少ない職員で表面的には支障がないように思われますが、救急出動のときは、何とかこの人数で間に合わせているとのことでありますが、それでも非番招集が一昨年でも37回も発生しており、火災で非番招集が発生するのは、まあやむを得ないと考えますけれども、救急の場合でも、25件の非番招集ですから、このような異常な状態が改善されずに来ていること自体、異常だと思ふ次第であります。

さらに建物火災の場合は、この職員体制では住民の命も財産も守ることが難しいが、これまで何年も大きな問題が起きてこなかったから、このままで来てしまったのではないでしょうか。だからといって、放置してよいはずがありません。

現在、建物火災で出動するとき、消防車に搭乗するのは原則5人ということが、「消防力の整備指針」の第29条に定められています。

特に、先頭車両には5人必要であります。それは火点直近で消火に当たるため、1消防車から同時に2つのルートのを延長して、消火に当たることが基本となります。

ところがほとんどの場合、先頭車両は本市では4人で出動をしており、そして後続車両は3人か2人の乗車で現場まで消防車を運んでいくわけであります。これが豊明消防の現状

であり、改善をさせていくことが必要であります。

そこで、質問をします。

22年度の新規採用の消防職員は4人で増員はされず、現在71人となっておりますが、この数字では消防力の基準からの充足率はどれだけになるのでしょうか、お答えください。

また、全国の消防力の充足率から見ると、本市の状況はどのような位置にあるのでしょうか。

また、今後の職員採用計画をお聞かせください。

そして、地震対策を含め消防力の強化が求められていますが、消防職員の中期、長期の増員計画を図るべきではないでしょうか、ご答弁ください。

最後の質問に入ります。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について質問をします。

子宮頸がんやヒブ、小児用肺炎球菌の3つのワクチンの助成が補正予算化されました。事業は都道府県に基金として設置をし、市町村が事業化した場合に助成するもので、国が2分の1の助成をし、地方が2分の1負担するものとなっております。

国の条件では、基金の期間が23年度末までと短く、準備をすることは大変だとは思いますが、既に愛知県内でも取り組みを始めている自治体があり、また今回の予算化で加速されてくるものと思います。

子どもたちの命は平等です。住むところやお金のあるなしで格差が生じてはならないと感じます。希望する子どもにワクチンを接種できるように具体化していただき、以後も継続をされるよう、ここに求めるものです。

なお、子宮頸がんについては、ワクチンは有効ではありますが、子宮頸がんの7割を占める16型と18型には有効というだけで、それ以外のハイリスクなHPVは予防できませんので、そこでワクチン接種後も定期的な検診が必要です。

このため、ワクチン接種とあわせて、学校で自分の体と性について正しく知識を得る性教育を進めることも必要となってまいりますので、この点について取り組みを求めるものです。

また、これらのワクチンが定期接種となるよう、国に働きかけをしていただきたいと、このことも求めるものです。

以上で壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.5 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、2項目につきましてご答弁を申し上げます。

まず1項目目、高齢者福祉の充実を求めてについてお答えをいたします。

まず、1点目であります。議員のご指摘のように本市におきましては、所得段階2段階、3段階の低所得者の受給率は、決して高いといえない状況であると認識をいたしております。

介護サービスの内容につきましては、認定の介護度により異なり、介護度が高くなるほど、多くのサービスが受けられることになるわけでございます。あくまでもケアマネジャーが作成するケアプランにより、受けるサービスが決定をいたします。

ただし、介護サービスの利用料は1割を負担することになっておりますので、金銭的な問題等があれば、要介護者本人や家族がケアマネジャーと相談をしながら、受けるサービスを決めているのが実態でございます。

また、利用料の支払いが困難なため、サービスを一切受けていない認定者につきましては、ケアマネジャーがかかわっていないこともあり、実態の把握はできておりません。

サービス利用ができない認定者の中には、家族の介護負担の増大や、特に社会問題となっております老老介護や認認介護といった問題も、点在しているものと考えております。

そこで、今年度実施をいたします第5期介護保険計画のニーズ調査のアンケート項目に、家族の介護に対する経済的、精神的負担等を加えることで実態把握をするとともに、第5期計画に反映をしてみたいと考えております。

続きまして、保険料滞納による制裁措置に関しましてお答えをいたします。

介護保険料は、所得段階ごとに第1号被保険者及び第2号被保険者に公平に負担をしていただいております。世代間の相互扶助の精神により、介護保険制度が成り立っていることから、保険料の滞納者には厳しい措置がとられることとなります。その一つに給付制限があります。

滞納金額や滞納期間によって、サービス利用料を通常の1割負担から3割負担とするものであります。

また、高額介護費の償還払いを停止する措置をとる場合もございます。

滞納者対策といたしましては、資力があっても納めていただけない滞納者には、毅然とした態度で納付勧奨をいたしますが、真に生活困窮で納付困難な滞納者には、納付相談をすることで継続可能な分納計画の作成などを促しております。

このように生活困窮などで納付困難な場合は、高齢者福祉課に相談をしていただくようお願いをしてみたいと考えております。

続きまして、2点目のサロン事業への取り組みにつきましてお答えをいたします。

議員のご指摘のサロンにつきましては、「ふれあいミニデイ」という名称で毎月1回、市内6会場で会食付きのサロンを開催しております。

その他、介護予防事業生きがいづくりとして、「ねんりん倶楽部」や「こまの会」といった高

齢者向け講座等も展開をいたしております。

また、地域で自主的に立ち上がったサロンも2カ所ほどあり、地域の高齢者の憩いの場として、生きがいつくりやひきこもり予防に貢献をしております。

本市といたしましては、地域の高齢者がいつでも気軽に集えるサロンを、地域のマンパワーにより立ち上げていただくことが、高齢者にとってより身近な親しみのあるものになると考えております。

そこで、社会福祉協議会で開催をいたします「サロンスタッフ養成講座」とタイアップをすることで、人材の育成、発掘をしてみたいと考えております。

以上のように、サロン事業につきましては、拡大をしていく方向で検討をしておりますが、常設につきましては地域、会場やスタッフの問題等もございまして、現時点では考えておりません。

続きまして、2項目目の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金につきましてお答えをいたします。

任意予防接種につきましては、最近相次いで子ども向けの感染症予防ワクチンが承認をされ、任意予防接種が始まっております。

予防接種法に基づきまして、市町が費用を負担する定期接種と、希望者が自費で受ける任意接種がございます。

今般、話題となっておりますのは、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類でございます。

本市におきましては、緊急促進臨時特例交付金の交付を受けまして、社会情勢、愛知県下各市及び近隣市町の状況を勘案しつつ、検討をしてみたいと考えております。

なお、ご質問のありましたこれらのワクチンの定期接種化につきましては、他市町と足並みをそろえまして、機会をとらえて国のほうへ働きかけをしてみたいと考えております。

終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.7 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは、教育行政の責任で教員の多忙の解消を求めてからの2点についてご答弁を申し上げます。

まず、1点目ではありますが、在校時間状況記録は、書式を県立学校のそれと同等に改め、持ち帰り業務時間も計上するようにすること。それから、日常的な業務の割り振り変更簿を各学校で作成し、全職員に周知徹底することというご質問でありますけれども、現在、各学校に通知している在校時間状況記録は、教職員の健康障がい防止の目的で活用しているものであり、業務合理化のための資料としたり、適正な時間の割り振りのための資

料としたりして、活用するものとは考えておりません。

したがって、書式は出勤・退勤時刻と在校時間だけを記録すればよいように簡略化してありますので、現在の様式でよいというふうに考えております。

また、公立の小中学校においては、特別な場合を除き、日常的に時間外の勤務を命じることはできませんので、勤務の割り振りは適切に行われているものと把握をしております。

したがって、日常的な勤務の割り振り変更簿を作成する必要性はないと考えております。

かわりまして2点目ではありますが、教員の勤務実態を調査し、学校の本務外の部活動、行政や校外からの依頼雑務は教員から切り離すこと等改善をしていくこと、とのご質問がありますが、教員はよりよい授業をするため、また児童生徒のために多くの時間を費やしています。

そのため、教材研究や授業の準備をしたり、同僚と相談したりしていて、遅くまで学校に残っている実態があります。

その時間の把握については、健康障がい防止の観点から、在校時間状況記録の活用などにより、続けていく必要があると考えております。

また、教員の本務である子どもと向き合う時間を確保するため、教育委員会主催の会議時間の短縮や出張の精選などにも努めております。

作品募集のための審査、選定、発送事務を軽減するよう関係機関にも依頼をしているところであります。

今後も、さらに改善に努めてまいります。

以上、答弁を終わります。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

神谷消防長。

No.9 ○消防長(神谷清貴君)

それでは、住民の命と財産を守る消防職員体制についてのうち、充足率につきましてご答弁を申し上げます。

平成17年に、「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に名称が改められておりますので、その指針と関連しながらお答えをさせていただきます。

市町村に必要な施設及び人員は、市街地の人口、防火対象物や危険物施設の数、過去の火災発生状況等を考慮して、当該市町村が決定すべきものであります。

しかし、そのようにしますと、消防力の整備指針がまちまちとなり、全国的な一定の水準を確保することが必要となってくるわけであります。

国民の安全の確保は、国家としての基本的な責務なので、地方公共団体や住民に対し

て基本的な考えなどを明確にする必要があり、国は消防組織法に基づき「消防力の整備指針」を制定したということでもあります。

つまり市町村は、この基準に基づく数値をもとに地域の実情を加味して、消防施設や人員についての基準数値を自主的に決定し、消防力の計画的な整備を推進することが要請されているというわけでございます。

そこで、本市におきましては、消防力の整備指針を単なる目安とするだけではなく、実情に即して具体的な整備に取り組んでいるところでございます。

消防力の整備指針に基づく消防職員数を調べる「市町村消防施設整備計画実態調査」というのがございますが、3年ごとに調査がございます。平成 21 年度において、その基準数は 121 名という数値を算出しております。

したがって、本市の充足率は現在、71 名の消防職員数でありますので、58.7%となります。

次に、全国の消防職員の平均充足率、これは 75.5%ということが公表されております。

そして、管轄人口5万以上 10 万人未満の消防本部における充足率は、68.3%と聞き及んでおります。これは公表されてはおりませんが、そのように聞き及んでいるところでございます。

本市をこれに当てはめると、消防職員数 83 名となり、充足率に対するその差は 12 名という数値が算出されるということでございます。

終わります。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.11 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、同じく消防職員体制の質問のうちから、次の2点目の今後の職員採用の計画と、それから3点目の中期、長期の増員計画は、という質問についてお答えをしていきたいと思っております。

市は、依然として厳しい財政状況の中、平成 27 年度に職員数を 491 名とする定員適正化計画を、前倒しをして実行しております。

ここ3年間で35名と、大きく職員数を削減してきております。その中にありまして、市民の安心・安全に直接かかわる職にあつては、極力削減数を抑え、その分事務職を多く削減することにより、適正化を進めてきたところであります。

消防職員につきましては、一朝一夕には育成できないということで、本来 65 名の定員を、団塊世代の退職調整暫定増 10 人として、条例定数を 75 名と改正をさせていただきました。

現在、消防職員は 71 名で、本来の定数を上回っております。定数増は一時的なもので

あり、今後、本来の数に近づけていきたいと考えておりますが、議員のご指摘も踏まえ、市民の安心・安全にける思いを考慮いたしまして、来年度の消防職員の採用予定は、現状を維持する数といたしました。

引き続き、事務職員に負担をかける厳しい状況の中で、精いっぱいの結果でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから3点目ですが、地震対策強化が求められ、増員の要因となるやもしれませんが、通信部門の尾三消防との共同運用も現在研究しているところでもあります。

消防の広域化なども考慮に入れるとともに、本市には全国に名立たる消防力を誇る消防団もありますので、消防団の力をかりながら、各地域の自主防災組織も含め、豊明市の地域消防力を結集して対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.13 ○22番(前山美恵子議員)

では、一番最初の高齢者福祉から再質問をやってまいりたいと思っております。

介護サービスを利用されていらっしゃる方とか、それから、なかなか十分にサービスを受けていらっしゃる、そういう方のために、今度ニーズ調査をしていくというお話ですが、精神的な負担、それから身体的な負担についての項目を入れるということですが、実は介護保険が始まってから、これで4期まで来ているわけですが、2期、3期、それから4期をやる前についても、一般的なニーズ調査のところでは、「精神的な負担、それから身体的な負担がありますか」というような調査は大体行ってまいりました。

これは第2期も、第3期のときも、第4期のときも、これは負担がかかるという結果が出ているわけでありまして。

ですから、問題は調査はしたけれども、計画に反映されていないというのが、問題ではないかなということをおもうわけです。

今回、決算で明らかになったのは、要介護認定を受けていながら、サービスを利用していらっしゃる高齢者の方が三百何人もいらっしゃる、しかも住民税非課税で、要するに低所得者の方に受給をされている人が少ないということがあります。

ですから、この問題について、もっと踏み込んで状態把握をしていただきたいというふうにお訴えをさせていただいたんですが、これはいかがでしょうか。

No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.15 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、議員のご指摘がございましたとおり、経済的、精神的負担等、家族の介護が大きいものを、できるだけこの第5期の計画に反映させるように、できるだけ近づけるために、このニーズ調査というものを行う予定をいたしております。

それで、対象といたしまして要介護者 1,700 人のうち 1,000 人、約 59%の方を対象といたしまして、本当に困ってみえる方の実態をつかみたいと考えております。

そして、その結果によりまして、今後の方向性を定めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.17 ○22番(前山美恵子議員)

今回、踏み込んだ調査をしていただけるということで、問題を計画に今までは反映をされてこなかったわけですが、調査の結果は反映をさせていただけるようなので、というのは、あと1年で5期になるわけですし、5期の計画のところに反映をされていかなければ問題が大きくなるわけですので、ぜひとも、その中で本当に実態把握をしていただいて、これは反映をさせていただきたいと思います。

今回、5期計画に入っていくわけですがけれども、踏み込んだ調査をしていただけるなら、次の問題もありますが、これだけ介護保険も 10 年を経過しますと、本当に保険料が払えないと、こういう制裁措置で、普通ですと、1割負担で済むところを3割負担にするとか、それからサービスが打ちどめになったりとか、償還払いが戻ってこないとか、そういう問題が起きてくるわけです。

こういう制裁措置について、やはりこれの根本は何かといったら、介護保険料、それから利用料の減免制度がきちっとしていない。

一番のもととは、この生活保護並みの人でも、保険料や利用料を払わないといけないというのが、一番のもとですけれども、そうはいつでも、自治体で放置はできないものですから、この点でやはり減免制度を充実させていかないといけないと思うんですけれども、この前の9月議会のときでも、利用料の減免については、本市では初めてですけれども、やっ

と減免制度をつくっていただけるとのことなんですけど、このところをもっと充実させていけないといけないと思うんですけども、その点についてのお考えをお聞かせください。

No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.19 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

保険料の滞納によります制裁措置の実態でございますが、例えば今は1割を3割という回答しかございませんが、福祉用具の停止の方が1名で、制裁措置は1件でございます。

それから、償還払いの停止というのが、それが21、22でそれぞれ1名ずつというのが、現在の実態でございますが、このようなことも考慮に入れて考えてまいります。介護保険におきましては、非課税者であっても介護保険料の定額制の部分は賦課をされますが、これは社会保険であります介護保険の制度上の規定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、保険料の減免につきましても、市町村単独減免の原則により全額免除、いわゆるゼロということではできませんので、またご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

No.20 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.21 ○22番(前山美恵子議員)

国の制度の矛盾については、やはり国のほうに言っていかないといけないということで、この点については本市も、そういう実感を持っていらっしゃるものと思っております。

ぜひとも強く、これは5期が始まるわけですから、この点については国に求めていただきたいと思っております。

それから「いきいきサロン」についてなんですけれども、常設はなかなか難しいというお話ですが、愛知県でもまだ常設というのはできておりませんが、商店街のところで、商店街が主催して毎日、観光客とか、それからお買い物に来た人たちを相手に、スタッフはボランティアでやっているところが結構あります。

これから、高齢者がお店に買い物をしながら立ち寄って、ここで地域のつながりを強めていくという効果を発揮するには、こういうサロンというのは必要だということをおっしゃって

治体もありますが、やはりサロンを維持するにも、家賃や、それから維持費なんかが結構かかるんですけれども、こういうところに行政に支援をしていただけると、常設もやりやすくなるということで、この点について今のところ、市のほうはスタッフ会議とか人材育成のほうに力を入れていらっしゃると思いますが、この人材ができ上がった暁には、ぜひとも常設に向けて行政のほうから仕掛けをしていただいて、そこのところに財政的な支援をしていただくことを求めています。

高齢者福祉については、そう深くはしません。

次の質問に入ります。

教育のほうの答弁は余りにもひどいものですから、後に回しまして、消防のほうにまずいきたいと思えますけれども、消防のほうもいい答弁ではないんですが、私もこれで何回も何回も、この消防職員の問題を取り上げているんですが、毎回毎回、本当に厳しい状況の中で、明かな大きな問題が起きていないから、このまま放置されてきたということがあるものですから、やはり改善に向けて少しでも進んでもらわないといけないかなということで、今回も質問をしたわけです。

私が消防署にまあ通うのではないんですが、ちよくちよく行きますと、携帯なんかは今でこそ当たり前なんですけれども、消防職員は携帯を持たされて、とにかくどこかへ行楽に行くときでも携帯を持って、ある人なんかは高速道路に乗っていたら、非番招集がかかったので慌てて駆けつけていったら、火事は消えていたという話とか、それから夏にビールが飲みたくても、非番招集がいつかかってくるかわからないから、もうビールも飲めないという話を、もう12年前から聞かされてきたわけです。

今、お休みなのに、非番招集で37回も1年に呼び出されるわけですよ。これはもう年がら年中、お仕事をしているのと同じです。

ですから改善に、少しずつでも向けていくことが必要ではないかなということで、今回取り上げたんですけれども、実はもっと問題なのは今、先頭車両は5人のところを4人でしていますよね。

それは火災があったときに、本来なら2本で水を打つわけなんですけれども、4人では2本はできないんですね。1本しかできないんです。これはもう消防力が物すごく落ちています。

ですから、法律というか整備指針では5人というふうで、これなら2本で打てますので、燃えていても両方から挟み打ちでやれるんですけれども、そういう現実があるので、大変厳しいとは思いますが、1人ずつ、まず増やしていくことが必要ではないかなと思います。

こういう大変な状況というのは、放置できない数値であるということは、今、消防長のほうからも、こういう数値を出されたんですけれども、放置できないという数値であるということは、ご認識いただけるのでしょうか。

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.23 ○行政経営部長(宮田恒治君)

市の根幹であります市民の安心・安全を守る、そういった消防力については非常に重要な施策だと思えます。

しかし、市の税収も大変厳しい状況にありまして、平成20年のときには106億円の税収があったものが、その2年後、今年度はもうそれから10億円以上、税収が減るのではないかという厳しい見込みの状況の中で、行政運営を行っております。

そのため行革を中心にして、職員を削減をしておりますけれども、先ほど最初の答弁でも申し上げましたように、消防については重要な施策だと思っておりますので、極力職員は減らさないように、これまでもしてきました。

ただし、消防の組織体制も今後は見直しをし、また人員配置の見直しをし、また再任用制度等も取り入れながら、極力消防力が低下しないようにしていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.25 ○22番(前山美恵子議員)

見直しをし、というふうで、極力低下をしないということは、現状のこのままというのが、その範囲内に入りそうなお答弁なんですけれども、「低下しないように」というふうに言われたんですが、実は、これから退職をされる方がどんどん増えてくるんですね。

22年に4人かわります、23年も4人かわります、その次は3人かわります。もうこの5～6年で毎年のように4人とか3人やめていかれるわけです。

ベテランの方がやめられて、新しい方が入っていらっしゃるんです。「今現状は」と聞いたら、新しい方はもう3年ぐらいたたないと力がついてこないということ。

しかも豊明市では、南部出張所がありますから、あちらに3人から4人、多いときには5人なんですけれども、ここに新人の方を充てることはできません。少数で火災に当たらないければいけませんので、ベテランの方しかそろえられないわけです。そうしますと新しい方は皆、本署へ集まってくるわけですね。

もともと人数が少ない上に、その新人の方にどんどんかわっていくものですから、消防力が低下していくということは当然なんです。

ですから、見直しをするということは、まず今の現状を維持しようと思えば、もう自然的に低下するのを抑えなければいけない。

そうすると、どうするかといったら、もう人数を適宜増やしていくしかないんですけれども、どうでしょうか。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.27 ○行政経営部長(宮田恒治君)

最初の答弁で申し上げましたように、今後、団塊世代の職員も退職をしていきます。それは前山議員が指摘されたとおりであります。

これに対応するために、当初 65 名の計画を 10 名増やして、現在のように 75 名の体制の条例を制定しました。

そういったことも見込んで、現在は当初の計画よりかなりの消防職の人数を増やしてきました。

それでも、これから退職をしていきますので、そういった消防力の低下はどうするんだということでもありますけれども、先ほど言いましたように、消防職が退職した後も、極力再任用制度を活用して、そういった消防力の低下を防いでいきたいと考えております。

終わります。

No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.29 ○22番(前山美恵子議員)

5万人から10万人規模で、本市が58.7%でして、こういう数字で約半分ぐらいで、全国平均が68%ですよ。

ですから、相当に落ちている。だから65人だったから、これを今71人になっているから、いいのではないかというのは、この消防力というか、消防力の面から見ても、随分劣っているということなんですね。

75人に定数をしたというのは、まだ南部出張所ができていないときだったものですから、それから条件が変わりましたので、1つ分署ができれば、それなりの人数が必要になってくるわけです。

そういうことを加味しないといけないんですけれども、全体的な職員の関係で、これ以上増やせないということなんですけれども、491人というのは、絶対にこれは守らなければいけないんでしょうか。

これを現状にあわせていくということは必要でして、491人の中から、あっちへ、こっちへ動かしていたら、消防力のほうも充実はされないわけですので、この点についてはどうでしょうか。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.31 ○行政経営部長(宮田恒治君)

消防力については、多様化する救助技術ですとか職員の配置、それぞれこうしたことを、すべて自治体がフルセットで用意するというのは、今大変厳しい状況になってきています。

今、消防についても、それぞれ広域連携応援協定を結んでおりますので、大きな災害等については、また応援等で求めていくことになっていきますけれども、市にとっても、こうした財政の厳しい中、救助に必要な人員、それから機材、それから、もし費用等にメリットがあったら、また課題が解決されるようなことがあれば、それこそ広域化のほうで考えていきたいと思っています。

そうすれば、広域化に対するメリットも、ここに出てくるのではないかと思います。

終わります。

No.32 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.33 ○22番(前山美恵子議員)

広域化のお話も出てきましたし、先ほど通信の統一化も出てきたんですけれども、火災とか救急は一番近くでいち早く駆けつけるということが、一番重要になってきますので、広域化になって遠くのほうから応援に来て、火災が発生してから10分後に応援に駆けつけても、これは間に合わないわけです。

火災なんかは、着いてから2分が勝負です。だから、ホースが1本でなく2本必要なんです。

だから、そういうことでいうと、広域化をされても、この地元のところでは職員を増やさないと、というか、充実をさせないと、これは広域化でも、それからここ単独でも、これは一番の問題は人数の問題だというふうに思うんです。

これは堂々めぐりなので、中期、長期で、「一気に増やせ」とは言いませんけれども、4人退職されても再任用は今当てにならないわけです。

1年で、もう再任用は切れてしまうものですから、余り魅力がないということで、余り残らないというのが今の現状ですので、そうではなくて、退職された人の人数プラス1とか、それからもう一つは、何とか事務職でできるものについては今、こちらの本庁のほうにも来て、消防の技術を持った方が事務職についていたりするものですから、そちらを極力切りかえていくということなんかで、まず1人でも2人でも、まず先頭車両を4人から5人にできるような努力ができないでしょうか。

No.34 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.35 ○行政経営部長(宮田恒治君)

厳しい状況ではありますけれども、先ほど前山議員のご指摘のとおり、本当に消防体制の配置の見直し等は、今後も十分研究していかなければならない問題だと思います。

そうしたことによって、本当に消防力の低下を防いでいきたいと考えております。

終わります。

No.36 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.37 ○22番(前山美恵子議員)

見直しをしていただけるということで、ちょっと前向きに私も考えたいんですけれども、例えばそういう事務職からということも、ご一緒に考えていっていただきたいと思います。

改善をされなかったら、また次の機会にでも質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

教育行政のほうの教員の問題に入りたいと思いますが、在校時間状況記録というのが、県のほうから示されてきていますよね。

文書が出てきて、なぜか小中学校の教員の文書は、先ほど言われましたように出勤時

間、退勤時間、在校時間、それであと備考ということなのですが、県のほうから、これを参考にしているふうで、教育委員会に資料が出てきていると思うんですが、1つ問題なのは、これは各学校にこの文書がおろされていないということが問題らしくて、学校の先生も、校長先生も、この存在を知らないということが問題かなと思うんです。

私は学校の先生に、「状況記録をつけているのか」ということで聞いたら、「いや、出勤時間、退勤時間、こんなの書いて何になるの。何にも役立たないじゃないの。こういうことを書いているぐらいなら、ほかの疲れをとったほうがいい」ということで、「周りもこの記録は全然つけてないよ」という答えだったんですね。

せっかく3月5日に、この県教委のほうから出されたのに、これを生かさないというのは、どうなのかなと思うわけです。

この状況で、いろいろ把握ができると言いましたけれども、一つは、県立高校はこれに倣って忠実にやったことから、いろいろ見えてきたということなんですね。

中日新聞にその状況について、これは10月19日に、県立高校は4月から6月の勤務状況を把握するためのものを全教員にやったところ、教員の13%に過労死の危険があるということが出てきて、これは大変な問題なんだということが中日新聞に載せられたわけです。

だけれども、同時に行われたはずの小中学校については、何もこういう状況が把握をされていないということが、一つは問題だから、それを調べてみたら、この記録簿がまず問題で、先生が「こんなのはやる気はない」というふうに言っているところが問題なんですね。

ですから、まずは今からでもいいから、これは県立高校におろした、こういう記録簿をおろすべきではないかなということをおもうんですけれども、いかがでしょうか。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.39 ○教育部長(竹原寿美雄君)

県立高校の様式と市教委のほうとは違うということですが、1点は、県の教育委員会の状況と、それから小中学校を担当しております私どもとは、多少事情が違うという部分があります。

それで今、議員がおっしゃるように、市教委のほうで定めた様式で記載がないと。そういうことであれば、それが本当に実態であれば、正しく記載をしていただく必要がありますので、早速ご指摘のような内容があるのかなのかということを調査して、今後対応させていただきたいと思っております。

終わります。

No.40 ○議長(矢野清實議員)

質問者に申し上げます。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

前山美恵子議員。

No.41 ○22番(前山美恵子議員)

提出人数についてとか、そういうのは把握をされていらっしゃるでしょうか。

私の情報で得たところでは、ほとんど出していないところもあるんですね。どっかの学校とか、3校ぐらいあるんですけども、出している提出人数でも、先生は二十数人いらっしゃるけれども、1けたです。

こういう状況の中で、過密労働の問題がちゃんと把握できるのかどうか。これを把握するのは、全体的に豊明市の中で把握するのは教育委員会ですよ。各学校は校長先生が把握をして、この教職員のこういう状況は危ないから、とにかく休みをとれとか、とにかく医者にかかれとか、そういう管理をするところなんですよ。

もう11月になって、そういう状況が把握されているかといったら、どうですか。

No.42 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.43 ○教育部長(竹原寿美雄君)

その把握という件ですが、本市のほうに情報公開請求がございました。そのときに、その部分の状況を調査をさせていただいたということがあります。

終わります。

No.44 ○議長(矢野清實議員)

質問時間が2分を切っております。

前山美恵子議員。

No.45 ○22番(前山美恵子議員)

情報公開をした人が、状況はどうかといったら、全然把握していなかったものだから、情報公開をして書類を集めて、みんなこれをカウントして、私は情報をいただいているんです。

教員の多忙の問題はもう前々から、前の青木教育長でも、「これは改善をしないではいけない」という答弁をしているわけですよ。

文科省のほうからこういう通知が出て、それから面接を受けると。そのために状況把握をしなければいけないというふうで、県教委のほうからもおりてきているわけですね。

これが教育委員会のところでとまってしまって、各学校のところに文書として出されたのが、こんな先生のやる気のないような、つける気のないような文書で、これを把握しろというのは、大変無理だというふうに思うんですけども、この点ではもう一度、今からでも、県教委に配られたのはもっと詳しく、どういう状況で残業になってしまったのかということも、ちゃんとこれは記載するような記録になっているわけです。

こういうことを、やっぱり校長先生とか教員の人が知らない。このことを知らないことが、まず問題なので、すぐにでもおろす。今からでもおろすということはできませんか。

No.46 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.47 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ただいまの質問につきましては、最初にご答弁をさせていただいた中で、ちょっと触れさせていただきましたけれども、基本的には特別な場合を除いて、時間外勤務を命じるという状況ではなくて、その記録の中の備考欄につきましては、健康障がいの疲労蓄積だとか、健康障がいの参考になる事項を記入していただけるように、備考欄もつけてあります。

そうした趣旨を改めて周知をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

終わります。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

もうほとんど時間がありません。

前山美恵子議員。

No.49 ○22番(前山美恵子議員)

時間がないということなので、また次回にも持ち越して、この続きをしたいと思います。

それまでに改善を求めておきます。よろしく願いします。

No.50 ○議長(矢野清實議員)

これにて、22番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分再開

No.51 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.52 ○2番(近藤郁子議員)

議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問を始める前に、今定例会の一般質問では、特に人材育成にかかわる内容が多く、「企業は人なり」という言葉を思い起こしておりました。言いかえると、「まちは人なり」といえるとも思います。

けさのテレビで、ここ最近注目されています奈良県の工業高校が報道されておりましたので、ごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、もともと素行のよくないことで有名だったその高校が、この就職氷河期にあって就職率100%を誇る高校に生まれ変わったことで注目されているのですが、一体何をしたのか。

1人の教員の一念発起で、まず教員が大きな声であいさつをすることから始め、それを生徒たちにも広げていったということです。

就職率100%もさることながら、まちの人たちにも元気で、すがすがしさを伝えているということです。気持ちのよいあいさつは、コミュニケーションの基本だということを実践したわけです。簡単なことですが、なかなかできることではないでしょう。

あいさつができるとかできないということは、子どものようですが、気持ちのよいあいさつをする、コミュニケーションの一步ができる人が集まる企業は、きっとすばらしい企業に、つまり、まちになるだろうと思います。

高校の教員が生徒に見本を見せたように、市行政にかかわる職員が、市役所を訪れる市民に元気な、そして気持ちのよいあいさつをすることでコミュニケーションが図れたら、市民にとって市役所がよりどころになるだろうと思います。

実際に声がかかると、話しやすくなるものです。人材育成、まずは手始めに、ぜひ庁内ですれ違ったら元気なあいさつをは、費用の要らない人材育成だと思います。即、実践していただければと思います。

では今回、質問する3項目は、いずれも市民から早急に答えを求められているものばかりです。その点を考慮いただき、答弁をいただきたいと思います。

初めに、市内に6カ所ある豊明市ちびっ子広場について質問をいたします。

ちびっ子広場の設置は昭和53年9月から始まり、古いものは設置されてから、既に30年以上が経過しています。

このちびっ子広場は児童の健全育成のため、安全な遊び場を与えることを目的にした施

設で、用地確保から維持管理まで、設置した区または町内会が責任を持つことになっています。

それぞれの区、町内会の皆様には、現在まで長きにわたって市からの補助金、年間9万円を受け、草取りを始め周囲のフェンス等の修繕などを行っていただいていたはきましたが、長い年月が経過し、周囲のフェンス等の老朽化が著しく、細かな修繕では追いつかず、改修が必要になっています。

子どもたちの安全な遊び場確保のためにも、一定の期間が過ぎたちびっ子広場に対し、再整備するための補助を実施してはと考えます。

今後のちびっ子広場の維持管理について、当局の考えを伺います。

次に、文化会館の利用時間について、今までに2回質問、提案をし、そのたびごとに少しずつ市民の要望に近づけようと努力していただいているのだろうとは推測するものの、利用時間の改正には至っておりません。

市民に、より有効利用をしていただけるよう、再度質問をいたします。

文化会館の利用時間区分は、午前、午後、夜間の3区分で、午前中の利用区分は、大・小ホールを始め各箇所ともに9時から正午までの3時間で、その間に準備から後片づけをし、清掃して原状復帰までにはできないことが多く、そのために必要な時間、例えばその日の午後の区分、つまり5時まで押さえてみたり、また前日の午後5時半から9時までの夜間の部を押さえて、翌日の受付準備をしたりすることになっているのが現状です。

それは、土曜、日曜、祭日など利用の多い日に発生することになります。

最近の文化会館の利用状況から考えて、より有効に使ってもらえるよう利用者間でも譲り合い、より多くの市民に利用してもらいたいと考えますが、当局はそれについてどう対応していくか、伺います。

あわせて、市民より公用で予約されていることが多く、思うように予約ができないとの苦情も寄せられていますが、その現状についても伺いたしたいと思います。

続いて、日本のため池100選に選ばれてもおかしくないぐらい、きれいな風景を見せている勅使池について、完成が若干延びたとは聞いていますが、完成後は市に移管されることを念頭に置いて伺います。

もともと、農水省による護岸工事とはいえ、既に利用が始まっているエントランスゾーンや、そこから見える対岸には橋がかかり、自然あふれる池の公園化は、だれの目にも映ります。

周辺の住民の皆さんには、早くからごみ清掃などの協力をいただき、心地よい市民の憩いの場となるべく、一役を担っていただいています。

その周辺住民の皆さんが心配することは、きれいに整備されても人けがなければ、青少年の憩いの場にはならず、たまり場になるようなことがあってはいけないということです。

それが老婆心で終わるよう願うわけですが、そのために、より市民の目が向けられるよう、市民が集まる場所になるよう、これからも一層の協力をいただけるようですが、もともと

勅使池水利組合所有の池であり、まずもって田を潤す水確保のための池であることは承知のことですが、管理が市に移管され、公園としても利用していくことも決まっていることで、周辺住民により発足されました「勅使水辺公園に親しむ会」に、今後も効果的な活動を協力してもらうために、当局としての今後の考えを伺いたいと思います。

この3点を質問いたしまして、壇上での質問を終わります。

No.53 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.54 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

健康福祉部より、ちびっ子広場の改修につきましてご答弁を申し上げます。

現在、ちびっ子広場の整備につきましては設置時のみ、整備費用を設置に要した経費と54万円と比較をいたしまして、いずれか少ないほうの額を補助いたしております。

しかし、議員がご指摘のように、ちびっ子広場の設置で古いところでは30年以上経過をいたしております、施設整備したものが老朽化をしておりますことは、承知をいたしております。

また、地元の皆様の維持管理のご苦勞も承知をいたしておりますので、今後検討をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.55 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.56 ○教育部長(竹原寿美雄君)

教育部のほうからは、文化会館の利用についてご答弁を申し上げます。

文化会館の利用につきましては、条例及び規則の定めにより利用をいただいているところでございます。

議員がご指摘の午前中の利用時間が、9時から12時の3時間と午後の4時間、夜間の最長4時間半と比べ、短い時間となっておりますが、本番利用の前日の夜間利用や、午後の時間の利用で、準備や後片づけを行う時間を確保している利用者がみえることにつきましては、承知をしております。

文化会館では、1人でも多くの市民の皆さんにご利用がいただけるようにという考え方から、利用時間の変更につきましては、より有効的に利用していただける方法でご提案に沿えるような形で、実施に向けて事務を進めていきたいと考えております。

また、公用利用との関係のご指摘の件でございますけれども、公用利用の現状につきましては、毎年、利用全体の3分の1が公用として利用されております。

平成 21 年度でいいますと、土曜日、日曜日、休日で調査をさせていただきましたところ、7月、10月、12月、1月、3月には、半数を超えるものが公用で利用しているため、一般の方々の利用が制限される現状が見受けられます。

今後は、こうしたことの解消に向けて、文化会館としての利用基準を設けることで対応し、年間を通じての利用時間の平準化や効率的な利用計画が図られるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

No.57 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

No.58 ○経済建設部長(三治金行君)

勅使池の護岸工事完成後に向けてのご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

勅使池の整備につきましては、県営事業として平成 14 年度から農村自然環境整備事業、そして 19 年度からは水環境整備事業を国の補助を受け、平成 24 年度の完成を目指して進めているところでございます。

本市も事業費の 25%を負担しております。完成部分につきましては順次引き継ぎを受け、勅使水辺公園として部分的に供用開始をしているところでございます。

現在、施設管理などは「勅使台寿会」、「ふる里づくり懇話会」を始めといたしまして、周辺の市民の皆様よりボランティア活動、アダプト活動をいただいております。大変感謝しているところでございますが、今後もさらに面積が増え、地域の皆様と連携を密にし、協力を得ながら、効率的な管理の必要性を感じているところでございます。

防犯上のご心配をいただいておりますが、青少年のたまり場と、こういうことにならないように、施設管理上、駐車場の開放は午前8時半から午後7時とし、施設にて管理をしているところでございます。

今後の維持管理でございますが、水利管理者や、ご質問のございました「勅使水辺公園に親しむ会」などの地域の方々や、現在のボランティア、アダプト活動者などの協力をいただきながら、親しまれる公園の維持管理に努めてまいります。

終わります。

No.59 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.60 ○2番(近藤郁子議員)

まず、ちびっ子広場について、今後の予定をということで、詳しく教えていただきたいと思うんですが、きょうは、該当する区の区長さんも、業を煮やして傍聴に来ていらっしゃるようですので、市民にもわかりやすく教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

No.61 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.62 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

いつからだとか、あと金額等は、今すぐには申し上げられませんが、今後、例えば一定の期間を経過したところに限って、何らかの措置ができるような検討をしてみたいと考えております。

終わります。

No.63 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.64 ○2番(近藤郁子議員)

一定の期間を経過をしたちびっ子広場に対してということは、私も賛同するものです。

一定の期間を過ぎ、そして、これからも引き続きご協力をいただけるところに、改めて整備に対する予算をつけていただきたいというふうをお願いするわけですが、それはもう該当する区の30年以上たっているちびっ子広場に関しては、もう目の前にぶら下がっている問題になるわけですが、それは早急な予定を立てていただけるというふうを受け取っていいんでしょうか。

No.65 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.66 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

ここで、今すぐ早急にとか、そういったお答えはちょっとできかねますが、現行の要綱におきましても、そういった整備計画等につきましては、前年の8月までに要望をお出しただいて、次年度の予算化にそれを反映させていくといった要綱になっておりますので、こういったものにつきましても、そのような同じような形になるのかなというふうに思います。終わります。

No.67 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
近藤郁子議員。

No.68 ○2番(近藤郁子議員)

このような事業は豊明市児童遊園地、そして豊明市ふれあい広場などもありまして、どれも長年、地区住民や児童の憩いの場になっているものばかりです。今後は今まで以上に、その目的の持つ意味は重要さを増していくというふうに思っています。

設置された当時から、社会情勢も取り巻く環境も変化しておりまして、用地の確保など新規に設置することはかなり難しいものであるというふうにも思っていますので、せめて今設置されているものを継続させるために、要綱の見直しを早急に行っていただきたいと思いますので、今回のちびっ子広場の再整備に関するものも、できるだけ早急な事務処理を行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、文化会館に関してですが、今、変更に対して、有効的な実施に向けて事務処理をしていただくというふうに伺いましたが、その有効な実施に向けての事務処理の時期的なものがわかりましたら、教えていただきたいと思います。

No.69 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
竹原教育部長。

No.70 ○教育部長(竹原寿美雄君)

時期につきましては、この問題につきましては、まず料金設定という部分があります。まず、料金を算定するに当たって、かかる経費を算出するという作業があります。それを市の内部で決定をしていただきます。さらに最終的には、この料金の規定につきましてはご承知のとおり、条例の中で規定をされておりますので、この条例を変えていくには、この議会のほうでご承認をいただかない

といけないという作業がございます。

現在、予定をさせていただいているのは、23年度に入って実施をして、作業を進めていきたいというふうに考えております。

以上、終わります。

No.71 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.72 ○2番(近藤郁子議員)

条例改正が必要だということです。

その時期的なことは、今年の春、3月から4月にかけて行われる音響設備の改修が大きなポイントになるのでしょうか。

料金改正の時期、そして、それにあわせての使用時間の改正が同じ時期にあるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

No.73 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.74 ○教育部長(竹原寿美雄君)

音響設備の改修との関係でありますけれども、音響設備の改修とは切り離して考えております。

料金の設定については同時期で、同じことについて算定がされると思うんですけれども、音響のほうは改修が終わる時期が違いますので、現在の文化会館の利用については、それを待たずに23年度に入って進めていきたいというふうに考えております。

以上、終わります。

No.75 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.76 ○2番(近藤郁子議員)

料金も、もちろん条例改正が必要だと思いますが、今お願いをしています市民が使いやすい時間設定に関しても、条例改正を行ってから、それを始めるということでしょうか。

No.77 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.78 ○教育部長(竹原寿美雄君)

利用時間の設定と、それから料金設定はセットであります。

現在、朝の9時から午前中は12時というふうにご利用をいただいておりますが、皆さんのより使いやすい形にするには、9時前、それから12時以後に延長という形で設定をする必要があるのではないかというふうに考えておりますので、延長をする時間、それからその料金というものが一緒になって、条例でご審議をいただくということになると思います。

以上、終わります。

No.79 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.80 ○2番(近藤郁子議員)

今回、利用しやすい時間に何とか変更を、というふうをお願いをして、私は3回目になるわけですが、もう大体2年がかりでお願いしていることになるんですが、条例が改正されないののでできないというようなことだったんですね。

それが一番のネックになったと思うんですが、今回、条例改正をされて、時間を9時前の時間と12時以降の時間につきまして、本当に使いやすいかどうかといったところと、そして今までずっと「文化会館のほうの事務的なことがとても大変だ」、「掃除が大変だ」と言っていらっしゃったことも承知しておりますので、条例で決めてしまっただけでは、それを改めて改正するというのは、またすごく大変なことなんだろうというふうに思っているんですが、できたら条例で改正する前に、例えば試行期間というもので、市民がそれを本当に使いやすいかどうかということをやってみて、アンケートをとってみて、市民がもう一度、これでいいよとか、これが使いやすいよとか、あともう少しこうするといいんじゃないかというような、例えば試行期間を設けることはできないんでしょうか。

No.81 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
竹原教育部長。

No.82 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この問題を、前回の議会でご質問をいただきました折に、「弾力的な運用ができるような形で考えていきたい」というふうにご答弁を申し上げましたけれども、この文化会館の利用につきましては、料金、使用料というものが必ずついてまいります。

延長した場合に、舞台関係を委託させていただいております業者の方の委託料だとか、それから文化会館の維持管理費、こういうものがかかるわけです。

ですから、それを試験的にということは非常に難しいということで、今回、このご答弁で、「条例を改正して実施をさせていただきたい」という答弁にさせていただきました。

終わります。

No.83 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.84 ○2番(近藤郁子議員)

条例というもののハードルの高さが、すごく伝わってくるんですけども、もっとも夜間の時間、9時以降10時までという時間を延長するかしないかは、申し込みをされた方の選択可能な時間になっていますので、できましたら午前9時までの時間とか、12時以降の時間を設定されるときに、選択可能なような延長時間にさせていただくとありがたいかなと。

それによって、もちろん使用料も発生してくることになりますので、そういったことも含めた条例改正をしていただきたい。

条例改正後の試行期間が無理ならば、条例改正をするまでに使用される利用者の皆さんに、一度そういったアンケートをとっていただけるとありがたいなど。

より一層、文化会館が自分たちの会館であって、利用しやすくなっているよというふうな実感を、市民の皆さんにも共有していただきたいなというふうに思っておりますので、そういう手段ができるかどうか検討していただいて、一回決まってしまうと、また簡単には変更はできないと思いますので、より皆さんに利用しやすいものに、今度はしていただけるとありがたいなというふうに思いますので、その辺のお願いをしたいと思います。

それともう一つ、公用のことで、公用も市民にとっての行事の一つだというふうに思っておりますので、一概に市役所ばかりが使っているということではないと思いますけれども、3分の1使っているということなんですが、参考にお聞かせいただけるとありがたいんです

が、その費用は使用する部ですとか、課の事業の予算に上がっているのでしょうか。

No.85 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.86 ○教育部長(竹原寿美雄君)

公用の場合は、使用料は減免ですので、それぞれの課では予算計上はされておられません。

終わります。

No.87 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.88 ○2番(近藤郁子議員)

実は、先ほどの質問の中にもあったように、今度は変更していただきますので、随分それは変わってくると思うんですけども、準備をするですとか、後片づけをするですとか、市民はお金を出しておりますので、より短く有効に、その時間を押さえていくわけです。

でも、どうしても午前中だけで終わらない場合は、1時間しか必要がなくても、午後も押さえなくてはいけないとか、そして朝早く、もう9時になったら、すぐにお客さんに入っていたいてという場合は、前日1時間でいいのに夜間の部を、5時半から9時という時間を押さえることになるのです。

なぜ今、そういうふうに各部署の事業予算に上がっているかどうかというふうにお聞きしましたのは、結構、市の行事ですので、より手落ちのないように押さえてやられるとは思いますが、それが市民の目に、これだけの事業なのに午前も午後も、次の日も、前の日の夜間も押さえているというように、どうしても映っているようです。

ですから、市のほうもその辺のことを、先ほど「基準を設けて」というふうにおっしゃっていましたが、どうしても7月、10月、11月、3月ですか、市民もいろんな会を催す機会が多くなっていますので、行政のほうでも、できましたら事業予算に上がってなくて、感覚的にはお金を使っていないというふうに感じられているかもしれませんが、市民の目にはそういうふうには映らないということを自覚していただきまして、どうしても先ほど言われたように、舞台の愛舞協の方ですか、を押さえておく時間も長くなりますし、そして電気をつける時間とか、そういったことでも、やはりコストが上がってまいりますので、そういったとこ

ろに、市のほうも十分に留意していただいてやっていただくようなことを、お願いしたいというふうに思っております。

文化会館サイドも、コストについてもう少し細かく表示する必要がある、内部的にも表示する必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

No.89 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.90 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ただいまの質問は、文化会館が必要とされる経費を公表をしたらどうかということでしょうか。

No.91 ○議長(矢野清實議員)

近藤郁子議員。

No.92 ○2番(近藤郁子議員)

内部的にも、ほかの部課の、いろんな部署にも、わかるようにされてはいかがでしょうかということです。

No.93 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.94 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ごもっともなご意見ですので、皆さんにそうしたことを周知するということもしていきたいというふうに思います。

以上、終わります。

No.95 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.96 ○2番(近藤郁子議員)

ちょっと言い方がまずくて、あれでしたけれども、文化会館はありがたいことに市民の利用が年々増加しておりまして、なかなかとりたいときにとれないというのが現状のようです。

音響設備も全面的に改修され、より活用されるものであってほしいというふうに願っておりますし、音響設備の改修もされて、多分市民も一層喜んで使ってくれると思うんですけれども、今回改修を行って終わりではなくて、次の改修に向かって、また1から始まっているというふうに思いますので、その時期は必ず間違いなく来ます。それを踏まえて運営をしていっていただきたいなというふうに思っております。

次に、勅使池のことになりますけれども、管轄が昨年までは土木課で、今年は産業振興課で、来年は都市計画課に移るということで、1つの事業で、こうも担当が変わることはめずらしいなというふうには思うんですけれども、このような例えば、いろんな市民からの要望ですとか提案が、たらい回しになることがないかどうか心配いたしますが、いかがでしょうか。

No.97 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.98 ○経済建設部長(三治金行君)

確かに、機構改革の中で以前は土木課でやっていたものが産業振興課に、まあ公園ということでございますので、一括的な、全体的な公園整備、公園管理の中では都市計画課ということで、そのような形で今考えているところでございます。

たらい回しということでございますけれども、そういう中で引き継ぎ等については、経済建設部ということもございまして、私も承知しているところでございますけれども、そういうことはございませんので、よろしく願いいたします。

No.99 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.100 ○2番(近藤郁子議員)

なぜ、こういった心配をされましたかと申しますと、今回、私がこういう質問をする前に多分、地元の方ですとかが各窓口のほうに出向かれて、いろんなお話をしていらっしゃるのですが、なかなかうまく伝わらない。

その方のコミュニケーション力によるのかもしれませんが、そういうふうなことで、改めて私がこのように質問をさせていただいているということも、ちょっとどこかに置いていただきたいなというふうに思っております。

実は、この池に関しましては、幾つかのアダプトプログラムで、勅使台の寿会ですとか、あと今回できました勅使池に親しむ会というのは、準備段階も含めてもう3年近くになるかと思えますけれども、それぐらいあそこには注目をしていますし、いいものであってほしいというふうなことは、地域住民の方はもちろんのこと、市民の皆さんも思っていると思うんです。

ただ、その中でとても話がスムーズに進まないのは、あそこは勅使水利組合の持ち物でありまして、直接、親しむ会の方がお話をすることは、もしかしていけないことじゃないかというようなご遠慮もあつたりするものですから、できたら、これからあそこを市民の憩いの場として、そういった市民の協働のものとしていくなれば、そういった何というのですか、水利組合ですとか、ほかの親しむ会ですとか、そういったものの取りまとめをして、うまくそういった事業ができるように、担当課でしていただけないかというふうに思っているわけですが、その辺はいかがでしょうか。

No.101 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.102 ○経済建設部長(三治金行君)

確かに、そういうふうなことを私もお聞きをしているところでございます。

そういう中で、工事が終わりますと管理ということで、市のほうに県のほうから施設について移管をされますけれども、そういう中で特に水部門、まあ水利組合ですよ。水関係、それから公園関係というふうに大きく分かれると思います。

当然ながら、水関係につきましては、水利組合にお願いをさせていただきたい。

それから、公園関係につきましては市と。

その中で、ボランティア活動、またアダプトプログラムの皆様方にご協力を得ながら、参加させていただいて管理をしていきたいというふうに思っているところでございますけれども、それらのいろんな会がある中で、統一的なというようなお話じゃないかなというふうに思われますけれども、当然、全体的な中では1つでやるということが、進めぐあい、管理ぐあいとして一番いいというふうに思っておりますので、そういう点については十分考えながら、これから進めさせていただきたい。

しかしながら、個人的な意思の中でアダプト、ボランティア活動をされる方もおりますので、そういうものも踏まえながら、いろいろご意見等をいただきながら、進めさせていただきたいなというふうに思っております。

終わります。

No.103 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.104 ○2番(近藤郁子議員)

平成24年に完成ということですので、あと2年あるかないかぐらいになると思うんですけども、市の事業といいますと、随分前からいろんなものを計画してというふうに思いますけれども、今回、その24年に完成したら、多分すぐに市のほうに移管されてくるというふうに思っていますけれども、あと2年ない中で、どういうふうにしようとか、あの池の周辺はどうしようかというような計画は、もう市としてはお持ちなんですか。

No.105 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.106 ○経済建設部長(三冶金行君)

今、ご指摘のお話の中で一番問題になっているのが、管理関係じゃないかなというふうに思っております。

その辺も踏まえまして、いろいろなご意見を私どもも伺っているところでございますので、完成に近づく中で、そういうものをまとめる関係をしていきたいなというふうに思っております。

終わります。

No.107 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.108 ○2番(近藤郁子議員)

というと、まだ具体的なことは決まっていない、というふうに受けとめていいのかなというふうに思うんですけども、もう既に先ほどおっしゃっていただきましたように、午前8時半から午後7時までの間は施錠せずに車が入れるようにすると。

ただ、もうあそこには、車を置いたままにしていらっしゃる方とかが、もう既にいらっしゃるというふうに聞いているんですけども、エントランスゾーンはもう既に、皆さんが遊びに来られるようなきれいな場所になっていますので、あそこの管理。

そして、その周辺は、実はもう2年前になるでしょうか、豊高の女子高生が何者かに切られるというような事件も起こっていますので、あの辺の方は、特にそういった子どもが多い地区ですので、すごく敏感にもなっているから、できましたら、街路灯はいつごろからこういうふうにつけるよとか、防犯灯の予定はあるよとか、そういったことを早急に決めていただいて、安全な公園になるようなことを初めに考えていただきたいなど。

まず、それが今おっしゃった管理というふうな部分になると思うんですけども、もう既に24年の完成以前に、エントランスゾーンの利用が始まっているということを知っていたら、そして、そういった協力をしてくださる方との話の中で、水利組合もありますし、親しむ会の方も、いろいろ考えていただいているというふうに伺っていますけれども、リーダーシップをとって、早目に地域の方に、そういった計画が見えるようにしていただきたいと思いますが、そういったことをお願いできますでしょうか。

No.109 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.110 ○経済建設部長(三治金行君)

そのお話の中で、以前に勅使水辺公園に親しむ会ですか、こちらのほうからも市のほうにいろいろお話をいただいております。15～16項目のお話をさせていただいております。

そういう中では、その会についてはいろいろお話をさせていただいて、ご理解をいただいているというふうに思っているところですが、周辺につきましての話は、今後全体の計画が完了し、移管される中で進めさせていただきたいなと思っております。

終わります。

No.111 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.112 ○2番(近藤郁子議員)

そういった方々のことを、もう既に聞いていらっしゃるから、多分早急にそういうことをしていただけたらと思いますが、親しむ会も、先ほど申し上げたように、準備期間も含めて3年ぐ

らい皆さんがあだのこうだのと、あれがいいんじゃないかなろうとか、それこそ桜の木を植えたらいどうだろうかとか、そういったふうなことも皆さんの声で出ていることもあります。

ただ、そういった会が今頓挫してしまいますと、また立ち上げることというのは、人の気持ちというのはなかなか大変ですので、人の気持ちが今マックスで、一生懸命市の事業に協力していきたいと、いい公園にしていきたいと思っていらっしゃる時が、しゅんの時だというふうに思っておりますので、それを逃さないように、何とか人の気持ちをつないでいただきたいというふうに思っています。

昨日の毛受議員の質問の際、市長の答弁の中で、「補助金ありきは一步引けた考えである」というような言葉がありまして、「発想力と構想力、そして興味、関心が何より大切だ」という市長のお言葉に大きく共鳴いたしました。本当にそうだなというふうに思っております。

今回の勅使池の公園化も、ある意味ではそういったことがいえるのかなと。補助金ありきではなくて、いろんなものを発想して、何とかつなげていきたいなと、いいものにしていきたいなというふうに思っております。

市民との協働が必須な事業ですので、こういった市民の関心事に市政が追いついていけないと、市民からは打っても響かないとか、何も変わらないというところからの閉塞感も生まれてまいります。

何とかそういうふうにならないように、担当課の方に考えていただいて、いいものにしていきたいなというふうに思いますので、どうぞ早急にご協力をいただきますようお願いしたいと思います。

では、これをもちまして私の質問を終わります。

No.113 ○議長(矢野清實議員)

これにて、2番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時51分休憩

午後1時再開

No.114 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.115 ○14番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

1点目の質問は、介護保険の次期改正についてです。

2012年から始まる第5期に向け、社会保障審議会の介護保険部会で審議をされてまいりましたが、つい3日前の11月30日には、介護保険制度の見直しに関する意見として報告書が公表されました。

厚生労働省は、これをもとに改正案をまとめ、来年の通常国会に提出する方針を示しています。

報告書は注目されていた部分に関して、反対や慎重な意見も付した両論併記の形をとるものが多く、厚労省が事前に示した素案と比べると、やや踏み込みが浅くなった感はあるものの、盛り込まれた項目は大きく変わらず、保険料の圧縮のため多くの負担増や給付削減に言及したものとなっています。

すなわち、このままいけば現在、全国平均4,160円である保険料が、5,200円程度になってしまう。安定財源が確保されないので、公費負担割合は上げない。

すると、負担の限界とされる5,000円を下回るためには、基金の取り崩しに加えて、軽度の人や収入の多い人の自己負担率引き上げ、ケアプラン作成に自己負担を導入等々の負担増を検討しなくてはならないという流れで、大変問題の多い内容になっています。

自治体としては、こうした改正に向けての情報にいち早く注目をし、長期的な展望を持って遅れのないように先手を打って対応していく必要があると考え、質問をいたします。

この間の動きから予想される第5期の全体的な展望について、お示しいただきたいと思えます。

また、重度の要介護者へのサービスを充実していくために、要支援者と軽度の要介護者については給付の検証が必要とされ、掃除や調理などの生活援助を介護保険の給付対象から外したり、利用者負担を2割に引き上げたりすることを考えるべきとの意見が、これも両論併記で反対意見とともにではありますが、記されております。

これに対し、生活援助は一部の人の生活には不可欠となっており、重度化を予防する効果もあるので削るべきではないと、多くの利用者や団体、有識者、各党の国会議員などからも強い反発の声が上がっており、昨日の中日新聞でも大きく取り上げておりました。大変に注目が集まるポイントとなっています。

当市においても、生活援助の割合が高い要支援の方への訪問介護など、利用が予想を上回るペースで伸びており、需要の高さがうかがい知れます。

当初、これを介護保険で行うかどうかは、自治体の判断にゆだねるという方針も一度示されたことから、自治体ごとに差が出るのではないかと心配もされておりました。

そこで市としては、この生活援助の今後について、どのように考えているのか。介護保険から外されてしまうことになった場合には、必要性を踏まえ、市単独でも負担増なく、継続する覚悟をお持ちかどうか、お伺いをいたします。

その場合、新たな担い手としてNPOなどが挙げられていますが、担い手の確保、育成、支援についても、お考えがありましたら、お示しいただきたいと思えます。

さらに、介護保険のサービスと、それとは別に行っている配食や見守りなどを組み合わせ、地域支援事業に導入をして、総合サービスとして展開するという事も、検討が必要とされています。

自治体が利用者の視点でコーディネートするというふうに記されていますが、当市で実施するならば、どのような形になるのでしょうか。

地域支援事業の活用も含め、ほかにも多くの「自治体の判断」などの言葉がちりばめられ、今後、自治体の裁量が拡大する方向にあると思われませんが、当市としてはどのように対応をしていきますか、お答えをいただきたいと思います。

2点目は、総合計画の中間見直しと、後半5年間の取り組みについてお伺いいたします。

「協働で創るしあわせ社会」を基本理念として策定された第4次総合計画は、5年目の中間点を迎え、現在、一連の中間見直し作業中であり、総合計画審議会での審議や経営戦略会議での検討が行われている段階であります。

先週行われた審議会では、部門別計画の見直し案も既に示され、活発な討議が行われたとお聞きしております。

また、これに先立ち市民アンケートと2回にわたる市民会議も開催をされ、たくさんのご意見等が取りまとめられています。

まず今回、このタイミングで見直しを行う目的、意義、必要性についてご説明をいただきたいと思います。

次に、見直しの範囲、程度、手法などについてお伺いをしてまいります。

第1回の総計審に示された「中間見直しの考え方と今後のスケジュール」という資料によりますと、この見直しの範囲は、総合計画を構成するうち、基本計画の中のパートナーシップまちづくりプランと部門別計画ということになっています。

基本構想と、基本計画の中の基本フレームというものについては、見直し、変更は行わないと、初めから決められています。このことに大きな疑問を感じますが、なぜこのように範囲を限定して見直しを行うこととされたのか、ご説明ください。

中間点で初めて行う見直しでありますから、大きな規模の総合的な見直しと考えていたわけですが、違うのでしょうか。

この見直しの程度というのはどのように考えられているのか、お示しいただきたいと思います。

手法についてお聞きします。

部門別計画の見直し案を見ていくと、実現性の乏しいものを削除したり、重複しているなどの理由で、2つ、3つのものをまとめてしまうなどで施策の内容が後退、あるいは消滅しているものも多く見受けられました。

削除した施策の取り扱いについて、ご説明をいただきたいと思います。

同じく手法として、市民意見の反映方法については、どういう検討を経てこのように決め

られたのかもお聞きしたいと思います。

思い起こせば5年前、この総合計画の基本構想部分については、議会にかけられておりますが、その折に指摘したのは、総花的な計画になっており、優先順位が明確になっていないということ。

それから、施策を展開していったら、この目指す将来像というものに到達できるのかどうか、よくわからないなどの点でありました。

見直しにより、これらの問題は解決するのでしょうか。

前期5年を振り返り、計画そのものについての評価、あるいは目標達成度についての評価、メインテーマである協働の進みぐあいなど、この5年間の成果と、後半に向けてはどのような課題を持ち、どのように取り組んでいくのかについてまとめていましたら、お答えをいただきたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

No.116 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.117 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、介護保険改正に向けての対応につきましてご答弁を申し上げます。

第5期介護保険事業計画の改正に際しましては、議員が申されましたとおり、高所得者の自己負担2割引き上げ、在宅ケアプラン作成費の利用者負担の導入、要支援など軽度者への家事援助の縮小、地域包括ケアシステム構築に向けた24時間巡回訪問サービス、介護職員によるたん吸引など医療行為の法制化、平均保険料4,160円から5,200円程度まで上昇することに対する対策などが上げられておりますが、まだ正式な指針が出ておりません。

いずれにいたしましても、市が開催をいたします「豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会」におきまして、内容を精査し検討していく予定をいたしております。

次に、介護予防・生活支援サービスにつきましては現在、社会福祉協議会との契約により、生活援助派遣事業を行っております。65歳以上の高齢者を対象に、買い物援助や清掃援助等の生活援助を行っております。

改正により、軽度者の生活支援サービスを保険給付の対象外にすることや、給付削減は適当でないとの意見等もございまして、まだ結論に達していない現状であると認識いたしております。

新たな担い手を見出す方法は、いろいろな選択肢がありますが、今年度実施の「豊明市

第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託」におきまして、高齢者の意向を調査するためニーズ調査を実施いたします。

また、第5期計画で高齢者が社会貢献、社会参加できる仕組みづくりに関する項目も、ニーズ調査に入れて意識調査を実施し、方向を定めてまいりたいと考えております。

最後に、自治体の裁量により対応していく施策といたしまして、認知症対策の充実を重点に行ってまいりたいと考えております。

認知症サポーター養成講座といたしまして、認知症の理解を広めるため、認知症の啓発事業を実施し、特に幼少期からの知識の育成に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.118 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.119 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、2点目の総合計画の中間見直しについてお答えをしていきます。

第4次総合計画の見直しにつきましては、本計画の策定から5年が経過し、政治・経済社会動向が大きく変化する一方、国・県が定めます各種制度や、本市におけるさまざまな施策、事業にも変更があることから、中間年次に当たる平成23年度をめどに、第4次豊明市総合計画後期基本計画を策定するため、中間見直しを行うものであります。

この見直しは、本年度当初より準備を開始し、7月に実施をしました市民意識調査、また8月、9月には市民会議を実施し、市民の意見を含め総合計画審議会によって現在、作業を進めているところであります。

これまで5年間で実施できたもの、今後の課題として残っているもの、また法律の変更により見直さなければならぬものなどを洗い出しながら、新たに政策として加えていくものなどを含め、総合的に見直しを行っています。

総合計画審議会については、10月の第1回を皮切りに、これから数回の開催を予定しております。

年末年始の時期には、市民の皆さんからパブリックコメントを実施しながら策定を進めてまいります。

なお、審議会の開催日数については、必要に応じて柔軟に対応していく予定であります。

この5年間で振り返りますと、総合計画の柱であります「協働で創るしあわせ社会」の目指す行政と市民との協働については、アダプトプログラムの普及、自主防災組織の市内全域での設置、自主防犯パトロール、登下校の見守り活動、また有機循環事業、豊明まつりの自主開催、それから市民提案型事業を始めとする協働事業を実施してきました。

また、そのほかにも外国人児童の学習支援などの授業を確立し、一定の成果が上がっ

たのではないかと自負しております。

ただ、協働の担い手であります市民、市民団体の中には、高齢化などの理由から活動が低迷している団体もあることから、より一層の支援を実施し、継続的に活動が行えるようにしていきたいと考えています。

また、経済情勢が5年前とは著しく変わり、財政的に厳しさが増しており、計画に掲載されているものの、実施が困難になった事業も少なくありません。

今後は、より一層の歳出削減や収入の確保を図り、夢のある計画が実現できますよう取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.120 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.121 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、介護保険のほうからお伺いしてまいりますけれども、正式な指針が出ていないということで、もちろんそうなんですけれども、国会にもこれからかかるんですけれども、出てからということではなくて、この段階で予測し、何をするかということをお聞きしたいので、わざわざ質問にしてお聞きしているわけですね。

展望として、いろいろ思っていることはあると思います。

連日のように報道もされています。利用者の方々もどうなることかと思っただけで見るわけですから、市として何もなければいけないと思うので、その辺で答えていただければなというふうに思います。

具体的に聞いていきますけれども、保険料の見直しで、やっぱり5,200円、1,000円上がってしまうというのは、それはそれでショッキングな内容でありますけれども、これは全国平均でありまして、当市は当市の保険料ということになっていきますので、これの見直しについては、何か言える範囲で構いませんので、ありましたら、お示しいただきたいと思えます。

それから、第4期を策定したときに料金については、低所得者のほうで多段階設定というものを設けました。これは大変頑張ったと評価できる部分だと思いますけれども、こういった考えというのは、第5期においても維持をされていくのかどうか。そうしていきたいということでも構いませんので、お答えをいただきたいと思えます。

それから数々の負担増が、答弁にもありましたように、そういうことも盛り込まれてくる可能性がある。それが負担増として強行されてしまった場合、これは国が決めてしまうものですから、その場合に豊明市内の利用者の実情を踏まえて、けさもお話がありましたけ

れども、利用控えとか、影響がどのように出てくるかということは、予測を持っていらっしゃるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

No.122 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.123 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、順番にお答えをいたします。

まず、保険料についてでございますが、保険料の額、まあこの算定につきましては、先ほど申し上げました来年度の策定推進委員会の中で検討をしていくわけでございますが、それに当たりまして基本的な考え方といたしましては、保険料につきましては、高齢化が急速に進展する中にありまして、高齢者の方は増加する一方でございますので、当然、要支援、要介護の認定者が増えてまいりまして、サービス量が拡大することによりまして、保険料が一定程度引き上げられることは、これはやむを得ないことであるというふうに考えております。

ただし5,000円は、これはあくまでも全国平均でございますので、保険料の額については、それぞれ市町村の給付等の実情により差があるところでございます。

本市におきましては、5期計画を作成するに当たり、今回、国のほうから示されるであろう改正内容を基準といたしまして、保険料を決定していくこととなりますが、基本的には平成24年からの3年間の給付や、それから地域支援事業、それから施設整備計画、それから市独自の事業の経費等を盛り込みまして、また人口や被保険者数の推計を見ながら、試算をしていくこととなります。

ただし基本的には、高齢者の方にとって過重な負担にならないような配慮をしてみたいと考えております。

続きまして、保険料の設定でございますが、現在、豊明市の場合は8段階、9区分を使用しておりまして、低所得者の方にそれなりの軽減措置を行っておりますので、現在のところは、こういった形を維持してまいりたいと考えております。

それから、負担増を国が決めることによって介護保険を使わない方とか、そういった方が出てくるのではないかとということがございますが、きょうの午前中にお話ししましたとおり、そういった経済的な負担等につきましてもニーズ調査をして、盛り込めるものは盛り込んでまいりたいと考えております。

終わります。

No.124 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.125 ○14番(榊原杏子議員)

保険料のほうは、いろいろ計算をされるんですけども、第4期のときにも基金をなるべく活かすようにというような話もしたかと思います。

多段階設定を維持されるというのは、その方向で頑張っていたきたいと思いますが、5,000円とちらっと答弁の中にもありましたけれども、今回の社会保障審議会の意見の報告書のほうにも、5,000円が、やっぱり払える限界じゃないかというふうに一般的にいうのですが、そのあたりはクリアしていく見通しが立つかどうか、ちょっとお答えをいただければいいなと思います。

あわせて、その基金をなるべく活用していく方針でやられるかどうかというのを確認したいと思います。

それから、生活援助が外れてくるんじゃないかということについてなんですけれども、これは両論併記で反対意見も物すごいですし、主要6政党の意見としても、これはまかりならぬというようなことも言われているようですので、今回はそういうことはどうなのか。

余りならないのかなというような雲行きにもなってきましたけれども、ただ、5期では免れたとしても、またその次、その次と、介護保険の財政は厳しいことは厳しいですので、こうしたことが、また話題になってくるかもしれないということを、市としてはそろそろ意識をするべきではないか、そういう段階に来ているのではないかというふうに思いますので、これを取り上げて質問をしています。

「まだ結論が出ていないから」というご答弁でありましたけれども、これが市の判断で選べるようになるんじゃないかということも、まあ壇上で少し言いましたけれども言われておりました。

この生活援助についての重要性というのを、まずどのよう認識しているか、お尋ねしたいと思います。

No.126 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.127 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

まず、1点目の5,000円以下になるかどうかということにつきましては、これは算定をしてみないとわかりませんので、今時点ではお答えできません。

それから、基金の活用については当然、第5期の保険料算定の中に、基金は組み込まれていくと考えております。

それから、生活援助の関係でございますが、これにつきましては、介護度の軽度の方のそういったいろんなサービスの関係でございますので、介護が進まない前の予防のためのサービスだというふうに考えておりますので、大変重要なものだと思っております。

それから、市の判断でできるもの、できないものが出てくるということでございますが、これにつきましても国の推移を見まして、介護保険の中に入ってくるのか、介護保険の外でやるのか、そこら辺を見きわめながら検討をしてみたいと考えております。

終わります。

No.128 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.129 ○14番(榊原杏子議員)

では、保険料については、過重な負担とならないようにというご答弁がありましたので、なるべくということをお願いをいたします。

生活援助の重要性ですけれども、昨日の中日新聞の「暮らし」というところに、すごく大きく載っていましたが、ただ軽度と言われる人たちは、軽度だから軽いかというと、実際の暮らしというのは物すごくやっぱり大変な場合も多くて、ひとり暮らしの要支援2の方の話が載っていました。

多分、ごらんになっていると思いますけれども、こういう方にとって、病気で足が交差した状態のまま動かないし、目がほとんど見えないという状態で、ひとり暮らしをしている。そうすると、お家の中では這って移動をしている。ここに来てくれるヘルパーさんが、これが外されてしまえば、もう「命をつなげない」という表現をしていました。

予防的に重要だということもありましたけれども、もう現実に生活の一部になってしまっている。これがもう外れるということは考えられない。そうすると、もうお家にいられないというケースがたくさんあると思いますので、そのことを認識しておいていただきたいなと思います。

現状についてお伺いいたしますけれども、要支援の方が利用される訪問介護は、人数、額とも第4期の見込みよりも随分と増えているようであります。21年の人数にすると、500人程度が800人程度になっているようで、予想よりも多く使われている。

これは特に要因というか、需要増ということなのか、見込み違いということなのか、何かその辺の事情を説明いただきたいと思います。

あわせて、今後もかい離していくというか、離れていってしまうのかどうか、このあたりの需要と絡めてお答えをいただければと思います。

No.130 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.131 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

要支援のサービスの利用なんですけど、今、議員が申されましたとおり、21年度の決算を見ますと、利用件数とか額は増えております。

ただし、内訳を見てまいりますと、当初に計画で予想しておりました認定者の人数と認定者の実績は、6名増えているのみでございます。

それで、人数は6名増えておりますが、件数、額が1.5倍ほど伸びておりますのは、いろんな要因が考えられると思いますのですが、この介護保険制度が10年を経過いたしましたし、この介護保険に対する理解が広まってきた、介護保険が浸透してきたということが、一番大きな要因かと思えます。

今まで介護を家族の方だけでやってみえて、外の人を入れたくないとか、そういったような認識を持たれていた方が多かったのが、まあ意識が変わってきたというようなことと、それから事業所側もその受け入れができるような体力がついてきた、運営ができるようになってきたというようなことがあると思えますし、それに伴いまして、人手不足が言われておりましたヘルパーですね、ヘルパーが増えてきて、その増えてきたヘルパーを雇用できるような事業所の体力が出てきたと、そのようなことが考えられると思えますが、最終的には、この10年間で介護保険が広まってきたと、そういったふうに考えております。

あと今後につきましては、こういった利用件数、利用額の伸びを計画の中に算定をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.132 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.133 ○14番(榊原杏子議員)

今年に関しても同じような、計画よりも上で推移をしておりますので、今後についてもそのままいくというか、理解されたということでしたけれども、とすると計画とはどんどん離れていくわけですから、利用が伸びるというふうに思っていればいいと思うんですけども、この重要性については認識をいただいていると思えますけれども、これが将来的に介護保険の給付対象外になってしまった場合に、国のほうで外すべきだという意見を述べられている方でも、自治体がやればいいのかというような、そういう意見もあるわけでは

が、いずれこれを自治体が担わないときが来るのかなというふうに私は考えています。

介護保険から外されることを望むわけではありませんけれども、それに向けた準備をしていかなければならないのかなということは思っています。

というのは、やっぱりその担い手の問題で、先ほどニーズ調査をされるということだったんですけれども、高齢者が担い手になるのか、それともNPOなり何なりという団体をつくってということになるのか、ちょっとわかりませんが、こういったものをイメージされているのか、もう少し説明をしていただければと思うんですけれども、こういう受け皿づくりをしていくのに、10年、20年かかるのではないかと、有識者の方々も言っています。

これを、もう地域で育てていかなければならない段階に来ているんじゃないかと思うんですけれども、こうした安定的な担い手の確保の支援策については、もう少し考えをお持ちではないでしょうか、お答えをいただければと思います。

No.134 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.135 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

これからサービスが増える一方ですと、当然経費がかかる一方でございまして、それが保険料にはね返ってまいります。

そういった場合に、少しでも安いサービスを使えないかということで、NPOだとか、あとそれから、ほかの方法もあるかと思いますが、ご存じのとおり、現在の総合計画の基本理念が「協働で創るしあわせ社会」ということで、その協働推進計画の中でNPOの育成のいろんな事業もやっておりますので、そういった中で、この介護に関するNPOも育ってきたいなというふうに考えております。

また、NPOのほかには今回、一般質問の中でもお答えをいたしましたのですが、高齢者の方が介護ボランティアに携わって、それを例えば将来的には、それが何らかの形で還元されていくようなポイント制度につきましても、研究をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.136 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.137 ○14番(榊原杏子議員)

でしたら、研究というのが「いつ」ということを、いつも言われたいものから、これは結構急いでやっていかなければならないものだと思いますので、その点を指摘しておきたいと思います。

「コストを安く」というふうにおっしゃいましたけれども、今現状、ヘルパーさんがやっていらっしゃることを、資格のない方でやっていかれるというようなイメージでいいのでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

それから、壇上で少し申しましたけれども、報告書のほうに書かれておりました総合サービスというものに言及をされております。

見守りや安否確認、配食サービス等を、地域支援事業の3%上限のあれに、組み入れられるというようなことに読み取れるのですけれども、これを当市に当てはめると、どういったことができるようになって、どういうふうな展開があるのかということ、ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

No.138 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.139 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

ホームヘルパーの資格要件に関しましては、ちょっと調べないとわかりませんので、お答えできかねます。

それから、先ほどの総合サービスという関係でございますが、今回、国の案の中にも入っておりますのですが、今回の改正案で要支援1・2とか、あと要介護1の方につきましては、家事や買い物などの生活支援サービスを外すということが、両論併記でございますが、盛り込まれております。

しかし現在、豊明市では介護保険制度の中で地域支援事業を行っております。この中に介護予防と、それから生活支援、この生活支援につきましては、先ほど申し上げました買い物とか洗濯とか食事、そういったものを組み入れるということで、地域支援事業の中に介護予防と生活支援を総合的に一体化して、市町村がコーディネートをして進めてまいりたいと、とりあえずそういった予想をいたしております。

終わります。

No.140 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.141 ○14番(榊原杏子議員)

その「市町村がコーディネート」という言葉が入っているものですから、これはどういう体制でやることになるのか、ちょっとわかりましたら教えてください。

それから、市町村の裁量がどんどん拡大をされてくるのではないか。地域支援事業で何をやるかということも、また含めてなんですけども、ところどころにちりばめられておまして、今、認知症対策というお答えがあったかと思えますけれども、これも報告書には盛り込まれておりました。

認知症対策についても、その地域支援事業を活用して行う認知症対策の事業を、市町村で展開するというようなこともありましたけれども、これについては何かお考えがあるでしょうか、お願いします。

No.142 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.143 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

市町村のコーディネートということでございますが、今考えておりますのは、例えば現在実施をしております配食サービスや安否確認事業と、それから生活援助員派遣事業といったものを、地域支援事業の中の一般高齢者施策の中で一体的に取り組んでいくというような、そんなことが考えられるのかなというふうに考えております。

また、地域支援事業につきまして国で、これは介護保険の中に入れるか、外に出すのか、まだ決まっておりません。

それで当然、介護保険の中でやるとなれば、それが保険料にはね返りますし、外でやるとなれば、一般会計のほうの財政のほうにも影響をしております。そこら辺は総合的に考えてまいりたいと思います。

それから、認知症につきましては、当市では認知症サポーターの養成のほうに重点を置きまして、それからなおかつ、一般の市民の方に認知症について理解をしていただく、そちらのほうに重点を置いた事業を行ってまいりたいと考えております。

終わります。

No.144 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.145 ○14番(榊原杏子議員)

では、今後とも国の情報等に注意をして、第5期に展望を持ちながらやっていただきたいのと、それから将来的な展開、第5期ではなくて、もっと後のことも考えながら、その担い手ですとか、どういうふうにやっていくのかということ、常日ごろから考えていっていただきたいというふうに思います。

「市町村の裁量」というふうに言いましたけれども、やっぱりそれが拡大されてくる方向にありますので、その中で、うちの市が周りと比べて悪いということが、目立ってこないように頑張っていたきたいと思います。

それから、総合計画の見直しのほうをお聞きしてまいります。

今回、見直しを行うのは、見直さなければならないものや、社会情勢の変化等で見直しを行うんだというご答弁だったかと思いますが、まず、その総合計画を最初につくったときに、中間の目標値を全部設定しています。

5年たった時点での見直しというのは、そうすると想定されていたんじゃないかと思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

それで、5年たったところで中間の見直しを行うということは、これは大きい見直しなんじゃないかなと私は思うわけなんですよ。

当市の総合計画のつくり方は、大綱があって、目指すまちの姿があって、それに応じて施策の展開があって、目標値が設定されていて、というふうで、これをやっていって、目指すまちの姿がそれぞれ達成できるかということが、私はやっぱり重要だと思うんですけれども、5年やって、この経過を踏まえて、それが達成できないから見直すとか、そういう計画に照らして進行が遅れているから見直すというほうが、必要に迫られているんじゃないかと思うんですけれども、見直しの考え方についてちょっとご説明をいただきたいと思います。

というのは、壇上でも申しましたとおり基本構想、大きな部分の見直し変更は今回は行わないということが、まず書いてある。それを第1回目の審議会にもかけている。何で大きなところ、基本構想の見直しを行わずに、細かいところの一個一個の施策の文言修正とか、そういうものをやっていって、それで5年で狂ってきた計画が10年でつじつまが合うのか、私にはわからないものですから、最初から範囲を限定して、ここはやらない、ここはやるというふうに見直しをかけたのは何でかということをお聞きしたいと思います。

No.146 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.147 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、見直しをする理由ですけれども、先ほどの最初の答弁でお答えしたと思いますけれども、この第4次総合計画は、今までの総合計画と全く違ったつくり方をしております。この計画は成果を重視した計画につくり上げています。

例えば今、全部に、前期5年での目標値がどこまで達成できるか、後期の5年での達成はどこまでやるんだという目標値を設定しています。

でも、この目標値を判断するのは市民の皆さんです。また、行政の施策上もあるかもしれませんが、今回、この5年を契機に市民の皆さんにアンケートをしました。「どこまで達成できたと思いますか」、それから「後期5年でやっていかなければならない課題は何だと思いますか」ということを全部、市民の皆さんからアンケートをいただきました。そのアンケートの結果が後期5年の政策に活かされています。

そして、今の総合計画は基本構想、基本計画、それから実施計画、この3つの計画で成り立っていますけれども、実施計画は毎年見直しをしています。それから基本計画は、先ほど言いましたように5年前につくったときから社会情勢、特に医療制度が大きく変わっています。それから、新しい法律に基づいて市がやっていかなければならない施策もできてきました。そのために基本政策が変更をいたしております。

それからもう一つは、基本構想がなぜ変わっていないかということですが、基本構想のうちの人口、10年後の2017年度は7万2,000人を想定しています。その中間年、現在の平成22年は7万200人です。でも、現実はどうかという若干足りません。現在、6万9,000人ですから、ちょっと誤差はありますが、この誤差は計画に影響するほどの誤差ではないと思っております。

それから、もう一つの土地利用構想ですが、これも当初に決めた土地利用構想から、特に現在の段階では大きな変更をしなくてはならないという問題は、ここではまだ生じていないと思っておりますので、基本構想だけは今回の見直しの対象にはしていません。まあ対象じゃなくて、見直しをしておりません。

終わります。

No.148 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.149 ○14番(榊原杏子議員)

将来像について、このつくったときにもいろいろ議論になったと思うんですけれども、7万2,000人は、これは夢だというふうに言われておりました。

人口推計で何でしたっけ、やると6万9,000人なんだと。だけれども、増えてほしいという夢、希望も盛り込んで7万2,000人だという、もともとの計画だったと思います。

それで、誤差の範囲というふうに言われましたけれども、ということは、じゃ7万2,000人に向かっている。5年後には7万2,000人を達成できる見込みだということで、だからこれを訂正しないと、修正をかけないということではいいんでしょうか。

そうではないとすると、このままいっても、7万2,000人は夢だということであるならば、これを達成するための計画に見直さないといけないと思うんですね。

なので、見直しの範囲を限定しているのはおかしいのではないかと私は思うので、お聞きをしています。

例えば、「見直さない」と言われている施策の大綱のところなんですけれども、今、見直し案の中で見直されている、あるいは市民会議でも重々指摘をされた、「堆肥に関してはコストを考えなさいよ」ということがあります。

この後、山盛議員に、そのことについては取り上げていただいていますので、じっくりお話をさせていただければいいと思いますけれども、これがだから、総合計画の見直し案の中では全市に拡大というのが全部なくなって、そのコストの縮減を目指すというふうに書きかえられている案ですけれども、そういうふうになっていますね。

じゃ、今回見直さないといった大綱のところ、「全市に拡大を目指す」と入っているわけなんですよ。

そうしたら、少なくともその1つを見ても、これは大綱も変更が必要だと思うんですけども、そうじゃないんでしょうか。ちょっとお答えをいただきたいと思います。

No.150 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.151 ○行政経営部長(宮田恒治君)

人口フレームの訂正につきましては、本当にこの7万2,000人が逆に10万人になるようなことであれば、今の基本計画は相当狂います。

例えば、学校をつくらなければいけない、保育園もつくらなければいけないというようなことが出てきますので、相当に基本構想からさわっていかねばならない。

また、人口が極端に減るということでも同じになっていきますけれども、今の大体人口推計からいけば、これから土地利用に関しては、まだ区画整理もこれから後期のほうで行われていきます。

例えば、榎山のあたりでは住宅開発も行われてきますので、絶対5年後に7万2,000人に届かないのかと言われると、そうでもないかと思えます。かなり近い水準になっていくんだろうと思えます。

以上で答弁を終わります。

No.152 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.153 ○14番(榊原杏子議員)

そういうふうにおっしゃられることが、この成果を重視とか、目標を達成するんだとか、そういうふうにつくられた総合計画とちょっと矛盾すると私は思うんですよ。

大幅な狂いじゃないからという、何で夢を盛り込んだんですか。達成するために頑張るからじゃないですか。

市長の昨日のお話でもありましたけれども、出口主義とか成果主義とかというのは、そういうことじゃないんですか。そういうつくり方をしている、この総合計画なんですよ。

なのに、絶対達成できないわけではないという人口目標を持っていてと、そうじゃないんじゃないですか。達成するんだという意気込みで、何をやるかを求められていて、だから見直しをかけるんじゃないんですか。

市長、出口主義とか成果主義というのは、そういうふうな考え方と違いますか。お願いします。

No.154 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.155 ○行政経営部長(宮田恒治君)

今回の計画の見直しは今、議員が言われますように実現に向けて行っていくために改正するものです。

この計画、今の第4次の総合計画は5年前といっても、実際つくったのはその2年ぐらい前からつくっていますので、その当時の社会情勢、経済情勢から見てつくりました。

ところが、先ほど言いましたように社会情勢が大きく変わってきました。現実にはできない計画も、今回この中で見ております。削った計画もあります。そして、先ほどの法律が変わったことによって、新たに追加しなければならない計画も入っています。

ということは、次の後期の5年の間に、この計画は必ず実現させるぞというのが、今回の計画の主目的でもあります。

終わります。

No.156 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.157 ○14番(榑原杏子議員)

ですから、じゃ7万2,000人は達成できるんですか。そのために何をやるんですかということが、ここに入っていますか。1つ、お答えください。

それから、今ありました、削ったものがありますということです。施策は削ったものがあると。できないもの、実現性が乏しいとか、現実的でないとかという理由で、いろいろ削られているものもあります。

その削ったものを、まあ削らざるを得なかった状況は仕方がないです。ずうっと財政難ですけれども、より財政が苦しくなったということで、お金のかかることについてはできないこともあるでしょう。

だから、その総合計画のつくり方が、目標を達成するためにその施策を行うという立て方をしているわけですから、その施策がなくなったら、ほかの何かをしないと、目標が達成できないわけですよ。目指すまちの姿に届かないわけですよ。

だから、削っただけではいけないんじゃないか。削っただけで、削りっぱなしになっているところがたくさんあるものですから、そのあたりをお聞きしたいと思います。

実施計画でだったら、たくさん施策が並んでいて、これは削りますとか、後に延ばしますでいいと思うんですけれども、総合計画の見直しなんですよ。

結局、目指すまちの姿とかいうのも、この見直し案にも全部書いてありますよね。これを達成するために削ったもの、後退した部分ですよ。削ったものを削りっぱなしで、フォローがないんじゃないですかということをお願いなんですけれども、その辺の考え方で、どのようにこれをつくられたのか、説明をしていただきたいと思います。

それから、数値目標を出したものに関して、とてもじゃないけれども、この目標値に到達できそうにないと思うものもあるわけですね。こういったものについては、どうしていくのか。

それから、逆に目標を達成したものについて、もっと高い目標なり、施策を加えるというような見直しが多いんですけれども、それはそれで、やればやったらいいと思うんですけれども、優先順位を決めて施策をやっていく上で、達成したものよりも未達成のものが大事なんじゃないかと思うんですけれども、この辺の考え方はいかがですか。

それから、2個、3個のものを、ちょっと細か過ぎたので、まとめますみたいな見直しがたくさんあります。ちょっとまとめ方が乱暴なものがたくさんあるんですけれども、まとめたものというのは、そうすると、この施策を見る部署が変わったりとかもすると思うんですけれども、まとめたもののフォローについては、どういう体制でやれますか、お願いします。

No.158 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.159 ○行政経営部長(宮田恒治君)

今回の基本計画の改正ですけれども、人口は、さらに5年後に7万 2,000 人を想定して、今回の基本計画も改正をしております。

それから、削ったものですが、これは削ったものの中には、ちょっと財政的に無理だという事業、例えば境川の河川敷の計画は、今の豊明市の財政事情を見ていきますと、次の後期の5年でも、ちょっとこの辺の事業を完成させるのは無理だということを判断いたしまして、これは削った事業です。

そしてもう一つ、もう5年間の計画、前期の5年間で完成した事業もあります。例えば南部出張所、このような完成した事業は、次の後期計画では、もうこの計画は必要ありませんので、完成した事業も削っております。

そして目標の達成したもの、前期の5年間で設定した目標を上回ったものについては、後期のほうでその計画目標をさらにアップをさせています。

逆に、前期の5年間で目標に達しなかった事業も確かにあります。これは後期の目標をダウンさせております。

そうしたことを、じゃどうするかというと、こうしたことはまた、後期5年間の施策は行政評価をしていきますので、目標を上げたものはそれなりに行政評価をしていきますし、下げたものもそれなりに行政評価をしていきます。

そして、最後に残った課題はというと、次の第5次の総合計画に課題として、それは引き継がれていく考えであります。

終わります。

No.160 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.161 ○14番(榊原杏子議員)

その削ったもので、もう建ってしまった南部出張所を削るとか、そういうことは全く問題がないと思いますけれども、例えば境川もそうですけれども、それは何のためにやるかといったら、市民がそれを使って健康になったり、いろいろ活動ができたとか、そういうことが目指す姿として設定されているわけですね。

そのかわりに何かやることはないかと、何もやれることはないとなったら、それは削りっぱなしでいいと思うんですけれども、例えば市民協働は大きなメインテーマですよ。メインテーマですけれども、この活動拠点をつくるということですか、女性センター、男女共同参画センター、これも現実的じゃないと、まあ実現できないということで削られています。

もともと、箱物を建てるという話ではなくて、既存の施設のあいたところを利用して、これをやろうという計画であったけれども、削っている。

削ったかわりに、じゃその分、市民協働を何で担保するのか。女性なり、男女共同参画なりという施策をどうやって進めるのかという視点で、ほかの施策でフォローをするべきだと思うんですけれども、こういう考えはされませんでしたでしょうか、お願いします。

それから、見直しの手法ということで、市民の意見の反映方法でアンケートをしました、市民会議をしました、パブコメもやりますと。ですけれども、じゃ今やっている審議会で、これに公募とかは入っていないんですけれども、これについてはどういうことだったのでしょうか、お願いします。

No.162 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.163 ○行政経営部長(宮田恒治君)

計画の中では、削ったら削りっぱなしで終わらせてはいません。

先ほど、一番最初に答弁をしたと思いますが、法律や制度が変わって、新たにどうしても追加しなければならないという計画も増やしております。

例えば、何かといいますと、国民保護法に基づいた国民保護の措置、それから老人保健制度が消えて、後期高齢者医療制度に変わりました。まあこんなようなことや、それから消防法が改正されましたことによって、市がやっていかななくてはならない施策も出てきていますので、そういった施策が新たに追加をされています。

それから、市民活動センターの件ですけれども、これは今回の目標でどうしても公共投資は、市の財政状況を考えていきますと、公共投資の部分については、確かなかなか実施が難しいという状況でありましたので、市民活動センターですとか、先ほど言われました女性センター等も、今回の計画からちょっと削除をさせていただいております。

それから、総合計画審議会条例では全部で25名という条例規定がありますけれども、今回の審議会の委員は全部で14名です。前回に比べると、かなり人数を減らしております。その中で団体の代表者ですとか、それから市民から学識経験者という形で3名入っていただいております。

ただ、ここに公募の委員をさらに増やしていくとなると、公募委員に市民の方を多く増やしていくことはできません。そこで今回は、さらに多くの市民の方に意見を聞こうという形

で、市民会議を開催いたしました。その市民会議で出た意見を基本計画に反映し、また総合計画の審議会のほうにも、こういった意見があったということは報告をさせていただいております。

終わります。

No.164 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

榊原杏子議員。

No.165 ○14番(榊原杏子議員)

削ったものについてのフォローが必要じゃないかというのは、加えたものについてはお聞きしていませんので、だから協働施策を進めるために、例えば市民活動センターを整備するという施策が、目的を達成するための手段として上げられている。それがなくなったら、じゃ、ほかに市民活動が活発になるような何か手を打たなければいけないのじゃないですか。お金のかからない方法を考えなくてはいけないんじゃないですかということを私は言いたいですよ。

余りわかりただけじゃないようなので、次にいきますけれども、市民参加、協働ですよ。メインテーマなんですよ。

で、アンケートをとった。市民会議をやられた。これをやって、じっくり意見を出していただいてもよいことだったと思います。

ただ、アンケートを3,000通出して、返ってきたのが1,000通ちょっと。前に、この総合計画をつくったときのアンケートは、同じ数を出してもう少し集まっているんですよ。

市の一番大きい計画である総合計画へのアンケートをとって、アンケートの回答数が減っていたり、あるいは市民会議も新たに広報で募集して、アンケートをとった方ではない参加者というのは2名というふうに書かれておりました。

ちょっと、こういう計画に対して市民に参加していただくということが、遅れているんじゃないかなというふうに思いますけれども、こういったことへの評価で、この5年間でいろいろ一定の成果を上げたというふうにおっしゃったかと思えますけれども、この市政の立案、運営などへの市民参加が書かれていました。こういう方面では、ちょっと成果が上がり切っていないんじゃないかと思うんですけれども、この評価と、この後半5年をどういうふうに頑張っていくかについてお答えいただきたいと思えます。

No.166 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.167 ○行政経営部長(宮田恒治君)

この総合計画のメインテーマは、市民と協働でつくっていくまちづくりとしています。その中でも、基本計画には幾つか市民との協働による計画が入っております。

その中で、今回5年間の中で、どんなものが達成できたかといいますと、ごみの資源化率を上げるかということや防犯パトロール隊、それから地域福祉へのボランティア等が入っておりますが、こういったことはおおむね達成できたのではないかなと思います。

前期の5年間で企画をした市民協働に関する事業のうち、6割から7割程度は、もう5年間の中で達成できたのではないかなと思います。

また、後半の5年で一部まだすべてが達成できていない部分がありますので、それは後半の5年の中で達成できるように努力していきたいと考えております。

終わります。

No.168 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

残り時間は、あと2分を切っております。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.169 ○14番(榊原杏子議員)

ですから、「パートナーシップまちづくりプラン」とかで、各団体にいろいろ協力していただいてとか、そういうことで一定の成果を上げたことを否定するわけではないんです。

ただ、市民公募を行う委員会、審議会の数を増やす、これも目標に上げられています。それを一番大きな総合計画でやられなかったのは、私は大変残念に思っています。

そういう姿勢だからこそ、こういう総合計画に皆さん参加してくださいよといった呼びかけに対して、ちょっと反応が薄い。これも協働の成果が出てくれば、これが呼びかけに対してもっと集まってくるのではないかなと、それが我がまちの目指す姿ではないかと思うものですから、この姿勢についてただしているわけなんですね。

まあ時間がないそうですので終わりにしますが、総合計画のあと5年の、後半の分で、こういった行政の姿勢の部分を変えていかないと、やっぱりその目標は達成できないんじゃないか。

この施策を全部やったところで、このまちの目指す姿に結びついていなければ、せっかくいいつくり方をしたその総合計画が無駄になってしまうわけですから、ですから、そういう戦略的な視点を持って、こういうものを見直すなり、後半の5年間を展開していただきたい

ということをお願いしまして、質問を終わります。

No.170 ○議長(矢野清實議員)

これにて、14番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時休憩

午後2時10分再開

No.171 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.172 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、行政改革の進捗状況について質問をいたします。

第5次行政改革の第2次アクションプランに、平成23年度実施予定の事業として6項目上げられています。

その中身は、土曜日の保育を2園で合同実施することや、児童館職員を正職から再任用に置きかえること。また、休日診療所運営委員の人数を4人削減するといった事務の効率化や人員削減が3項目、そして今回質問します市民に負担増を求めるものが3項目です。

市民サービスを維持しながら、工夫と努力によりコストを落とすことは評価できますし、大いに進めるべきですが、景気はどん底、不況が家計に大きな影響を与えているこの時期に、市民負担増には慎重であるべきです。

来年度予算の各課の要求額と収入見込額との差は約10億円と聞いています。財源確保、無駄の排除は欠かせないこともあり、値上げをすべて悪というつもりはありませんが、財政難は市民も承知していますから、社会情勢や市民に与える影響を十二分に検討され、生活を直撃する事業や低所得者への配慮が約束されていれば、一定の理解は得られるものと思われま

す。次年度予算編成も大方の方針が決まっている時期だと思います。行政改革がどのように遂行されていくのか、確認を含めて質問をいたします。

①すべての施設の使用料、各種手数料見直しについての進捗状況と今後の方針についてお答えください。

②早朝保育、延長保育を合わせて1日100円が各100円へ、児童クラブ使用料が3,000

円から 5,000 円に値上げが予定されています。

残業が減る、パートの勤務時間が減られる、定職につけないなど、子育て世代の所得は厳しい状況にあります。

少子化対策が待たなしのこの時期に、共働き世帯への負担増は全く理解できず、23 年度の実施は見送るよう求めます。

③国民健康保険税の課税限度額引き上げについてもお答えを求めます。

④今期で勇退される相羽市長にとって、最後の予算編成となります。市民が耐え忍び、苦しい中から納めた血税を1円たりとも無駄に使わないよう、民間企業の経験と知恵を残すことなく発揮され、三ムの徹底により結果を見せていただけるものと期待しています。

平成 23 年度でなくしていきたいムダ、ムリ、ムラの事業、あるいは予算はどういったものがあるのでしょうか、明確な回答をお願いいたします。

質問の2つ目、学力向上についてお伺いいたします。

本市では市内全小中学校で毎年、標準学力検査が実施されています。学力検査は基礎、基本の学習内容を中心に、児童生徒の学習達成度を確かめるもので、全国規模で実施されていることから、子ども一人ひとりの学力に限らず、学校間や全国レベルとの比較ができ、偏りや教師の授業のチェック、今後の指導方針づくりに役立つとされています。

情報公開請求により、本市の子どもたちの学力を調べたところ、全国通過率、全国の平均的回答率を下回っている割合が多く、また学校間で大きな学力差があることもわかりました。

テストの成績だけで優劣をつけることはよくないということは、十分承知しておりますが、豊明市は名古屋市に隣接し、都市部にあります。生活水準も特別低いと言えない、こうした状況にあつてのこの結果は、見過ごすことができませんので、質問することといたしました。

そこで、まず学力検査結果の保存についてお伺いいたします。

①過去の5年間を公開請求いたしました。18年、19年の2年間のデータが不存在で、公開されませんでした。

私は以前、平成 17 年にも同様の公開請求をいたしました。そのときには 14 年度分から出していただきました。

今回は、どうしてこういうことになったのでしょうか。その原因と今後の対策をお答えください。

②検査結果が全国通過率よりも低いことをどうとらえていますか。どこからこうした差が生まれてくるのか、教育委員会は分析ができていますでしょうか、お聞きいたします。

③学力向上、格差是正のため、どのような取り組みを考えていらっしゃいますか。今後の対策についてもお答えを求めます。

次に、質問の3項目目、ごみ減量とコスト縮減を求めてお聞きいたします。

ごみの問題については、9月議会に続いて質問いたします。

9月議会では、ごみの量は前年より減少している。処理コストについては委託料の削減に努力するといった答弁がありました。

その後、偶然にも常任委員会で「家庭系ごみの有料化と減量について」というテーマで上山市を視察いたしました。

内容を簡単に申し上げますと、10のごみ減量化策を掲げられ、平成20年には「ごみゼロかみのやま市民行動宣言」に始まりまして、「ごみ分別の徹底説明会 100地区×2回」「生ごみの水切り励行」、保育園、幼稚園での「おさがりボックス」の設置、ごみ袋の有料化等々でした。市民の意識向上に向けた取り組みの実績と成果を学ぶことができました。豊明市にも参考になる点が多かったと思っています。

本市は有機循環型社会の構築を目指し、象徴的な施策として生ごみ堆肥化に取り組んできました。

しかし、堆肥舎の規模からも回収量は限界に近づき、堆肥の生産は飽和状態にあり、全市拡大は不可能な上、処理コストが可燃処理の2.4倍かかり、財政面からお荷物になっています。ごみ処理コストをいかに下げるか、そのために何をするのか、真剣に考える時期が来ています。

そこで、質問いたします。

まず、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率及び県内の各ランキングはどのようになっていますか、お答えください。

2つ目、生ごみを堆肥化した場合と可燃ごみとして処理した場合、それぞれCO₂換算すると、どういった数字になるのでしょうか。

3つ目、今後、どういったごみ減量策に取り組んでいく予定なのでしょうか、お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.173 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.174 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは質問の1点目、行政改革の進捗状況にお答えをしていきます。

今年度から始まった第2次アクションプランについては、各事業ごとに実施年度を定めています。

このうち、平成23年度実施予定の事業については、今年度において検討をしている、まだ段階であります。具体的な内容をお知らせできる段階にありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

1点目の、すべての施設の使用料、各種手数料の見直しの件ですけれども、使用料については、各施設の改定使用料の試算や実施時期について検討中であります。手数料についても同様であります。

それから、2つ目の延長保育料の件ですけれども、児童クラブ利用料については、見直し額にあわせて開設時間の延長を含めて検討をしています。

それから、3点目の国保税の限度額の引き上げについてですが、これも現在、限度額、税率、均等割、平等割等も含めまして、23年度に向けて、これも現在検討中であります。

それから、4点目の件ですけれども、受益者負担の適正化に関する改革は、財政の健全化を目的とするものであるため、一時的には市民の方に負担増を求めることとなりますが、長期的には必要な見直しであると考えられます。

第2次アクションプランは、ムダ、ムリ、ムラをなくすため組織された行財政改革PTの提言によって策定されてきたものです。

厳しい財政状況のもと、平成23年度についても安心・安全を重点に置き、事業の優先順位を見きわめながら、適切な予算査定を行っていく考えであります。

終わります。

No.175 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.176 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは、学力向上の3点についてご答弁を申し上げます。

まず、1点目でございます。

情報公開請求により、一部の学校で検査結果が不存在であったことの原因と今後の対策はということでございます。

教育委員会が各学校に対して資料の請求を確実に行わなかったことと、それから各学校での保管体制が確立されていなかったことが、不存在の原因として考えられます。

今後におきましては、指導室から学校に対し、検査結果の提出依頼を確実に行うことが必要であると思います。

こうしたことを通して、各学校において文書管理を確実に行うよう指導をしてみたいと考えております。

かわりまして2点目ですが、全国通過率より低いことの原因はということでございます。

小学校9校の検査結果を集計した結果は、1学年平均では、20年度がマイナス0.4ポイント、21年度にありましてはマイナス0.7ポイントであります。

教科別平均で申し上げますと、20年度がマイナス0.3ポイント、それから21年度はマイナス0.5ポイントということでございます。

全国通過率をやや下回っております。この結果を市全体としましては、全国通過率並みと考えるのではなく、さらなる学力の向上、確かな学力の定着を目指し、教員研修の充実、教職員の定数増、少人数学級の実現などの施策を講じていきたいというふうに考えております。

学力検査の結果に学校間で差が見られることにつきましては、さまざまな要因が考えられますが、本市においては日本語がわからない児童が増えていることも、大きな要因の一つと分析をしております。

3点目ですが、学力向上、格差是正のための今後の対策はということですが、学力向上のためには各学校で実施している少人数指導を充実させたり、長期休業中に個別の学習指導をしたりするなど、指導方法の工夫改善も必要と考えます。

また、日本語指導を必要とする児童生徒に対する学習支援も必要です。

そのためには、教員補助職員や特別支援教育支援員の配置拡充、近隣大学との連携強化、学習ボランティアの増員などを図っていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

No.177 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

No.178 ○経済建設部長(三治金行君)

ごみの減量とコスト縮減を求めてについてお答えをさせていただきます。

1点目の、1人1日当たりのごみの排出量、リサイクル率及び各ランキングということでございますが、平成20年度のデータでございますが、ごみの排出量は1人1日当たり648グラムでございます。

愛知県内の35市の中で5番目に少ない排出量となっております。町村まで含めると、61市町村の中で11番目となっております。

リサイクル率については28.9%で、愛知県内の市の中で5番目で、町村まで含めると9番目となっております。

2点目の、生ごみを堆肥化した場合と可燃ごみとして処理した場合の数字でございますが、平成21年度のデータでございますが、生ごみを堆肥化した場合、生ごみ1トン当たり0.09トンの二酸化炭素が発生し、焼却した場合は1トン当たり0.5トンの二酸化炭素が発生いたします。

21年度の生ごみ量は369トンでございますので、堆肥化では32トン、焼却した場合は185トンの二酸化炭素が発生することになります。

3点目の、今後こういった減量策に取り組んでいくのかということでございますが、ごみの減量方策としては3Rでございます。

これは発生の抑制、再利用、再商品化と、こういうことを中心に取り組んでいるところで

ございます。

発生の抑制としては、マイバッグ運動、EMボカシの無料配布、また循環的な利用として、生ごみの堆肥化、BDF化、資源ごみ回収。啓発市民参加といたしましては、ごみゼロ運動、ごみの組成調査などに取り組んでおります。

今後も3Rの推進とエコクッキングの奨励や生ごみの水切りなどで、ごみの減量を進めたいと考えております。

終わります。

No.179 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.180 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、ごみの減量とコスト縮減から再質問をさせていただきます。

リサイクル率、それから1人当たりのごみの量については、県内ではまあまあ水準にあるということがわかりました。

とはいうものの、生ごみを焼却した場合と資源化した場合を比較しますと、CO₂はもちろん少ないんですけども、それをごみ全体の量で見えていきますと、大変わずかな数値になってまいります。

可燃ごみの中の生ごみと生ごみを堆肥化した場合のCO₂を比較しますと、生ごみを堆肥化しても、0.2%しかCO₂が削減されないという、計算上、今なるものですから、わずかなことに頑張っていらっしゃるんだなというような印象が残ってしまうわけです。

それで、この堆肥をつくって売っているわけですが、その売却益は21年度決算で238万円でした。それに対してかけている費用が4,350万円で、堆肥舎の減価償却、人件費を入れていないわけですが、堆肥舎の減価償却、約1億円を10年というふうにと考えると、この堆肥を売って得た利益238万円を得るために、22.4倍のコストをかけているという計算になります。

コストに見合うCO₂削減の効果は、先ほど申し上げましたように残念ながらないわけです。

堆肥化はモデル事業として、もう12年取り組んでいるわけですが、コスト縮減の可能性、今後さらに、その22.4倍を小さくしていく見込みは立っているのか、まず伺います。

No.181 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.182 ○経済建設部長(三冶金行君)

確かに、今現在の1トン当たりの経費と申しますか、そういうものが一般のごみよりも高いということは、承知をしているところでございますけれども、そもそもこの堆肥化につきましては、地球温暖化の防止対策ということもございます。また、生ごみの資源化ということもございまして、こういう対策を市のほうとしては推進をしているところでございます。

確かに、現在はどういう対策かと申しますと、今まで何年かのうちには、非常にたくさんの対策をしてきたところでございます。

1つ目としては、生分解性の袋ですね。これらの見直しをしたり、地域拡大の中で皆さんにお願いをして、現在 8,000 戸ということをやっているところでございます。

また、委託の内容につきましても、JAからいろいろ委託の内容を変えていることの中で精査をしながら、縮減に努めているところでございます。

今まで多くのことをやってきましたが、今後につきましても、生ごみの収集をする量を増やす、こういうことが大きな今の課題ではないかなと考えております。こちらのほうを推進していきたいというふうに思っております。

終わります。

No.183 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.184 ○15番(山盛左千江議員)

回収率を増やして、処理にかかるコストを下げようというのはわかるんですけども、残念ながら堆肥舎の今の規模からいいますと、先ほど壇上でも申し上げましたが、かなりもういっぱいの状態になっているんじゃないですか。

担当に聞いたところ、あとせいぜい2~3割増やすのが限度だというふうにも聞いています。

とすると、あとその2~3割うまく増えたとしても、コスト縮減には限界があるというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか、お願いします。

No.185 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.186 ○経済建設部長(三冶金行君)

確かに、回収量についての残りの量というものが、おっしゃるように今、私が思っているのは60%ぐらいの回収量じゃないかと思っておりますけれども、これは8,000戸としますと、5,000戸ぐらいの回収量じゃないかなと思っております。

ですので、その5,000戸から8,000戸にして、早く回収量を増やすことによって、経費が下がるというふうに考えておりますので、こちらのほうで努力させていただきたいと思っております。

No.187 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.188 ○15番(山盛左千江議員)

先ほど、榊原議員が質問された総合計画の中間見直しの一部のコピーでありますけれども、生ごみ回収の地域の拡大はしない、回収率を高めることを目標とするというふうに修正を加えられています。

今、部長が言われたことは可能なんでしょうか。どういうふうにして、それを達成していこうと思われるのか、お願いします。

No.189 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.190 ○経済建設部長(三冶金行君)

現在の地域におきまして、PRまた啓発活動によって、皆さんにお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

終わります。

No.191 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.192 ○15番(山盛左千江議員)

今までもさんざんPRをしてきたわけですよ。

これから新しい地域に生ごみ堆肥化の協力をいただくというのであればいいですけども、地域を拡大しても回収量は伸び悩むというよりも、徐々に低下の方向にあるんじゃないかというふうに見ているわけですけども、私が申し上げたいのは、仮にその回収量をさらに上げて、堆肥舎で受け入れられる量がすべて満杯になったとしても、CO2削減の望みというか、数値的にはたかが知れているということです。それは、もうわかっておられるんじゃないでしょうか。

それから、これのそもそもの目的は、別に生ごみを集めて堆肥をつくることではなくて、その堆肥を使って野菜をつくっていただいて、その野菜が市民の食卓にのぼるといふ、本当の意味の循環をしようというのが目的だったわけですけども、その農家についても若干増えてきたようですけども、まだ6農家にしか協力していただけない。

じゃ、それが10、20になっていくのかといえば、それほど堆肥がつかれないから、それはそもそも無理なんです。

こういうことからいって、幾らいいことであっても、やっぱり先が見えてきたのじゃないかなと、その割にはコストがとてらかかっているのではないかなということが気になって質問をしているわけですけども、環境保全とか地球温暖化とか、そういったことは大変大切なことです。市も、これから取り組んでいかなければならないことですけども、この生ごみの堆肥化ということが一番いい方法なのだろうか、今後もこのことを続けていくつもりなのか、お願いいたします。

No.193 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.194 ○経済建設部長(三治金行君)

今後も続けてまいりたいと考えております。

終わります。

No.195 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.196 ○15番(山盛左千江議員)

県内のリサイクル率を調べますと、一番高いのは江南市でした。江南市のリサイクル率は34.3%でした。

「なぜ、こんなに高いのですか」とお伺いいたしますと、剪定枝や落ち葉などの堆肥化をしているからだそうです。それから、可燃ごみとして焼却した焼却灰をリサイクルに回しているからだというふうにお伺いいたしました。

本市において、こういった剪定枝の再利用、あるいは焼却灰のリサイクルについて検討したことはあるか、今後の考え方についてもお答えください。

No.197 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.198 ○経済建設部長(三冶金行君)

まず、焼却灰のことでございますけれども、こちらのほうは今、東部知多衛生組合のほうで可燃ごみ等を燃やした焼却灰が出ているわけでございますけれども、現在、800度程度で焼却をしているところでございます。

こういうことの中では、リサイクルということの中でスラグにはならないということございまして、現在は、それを最終処分場に持ち込んでいるということでございます。

そういう中で平成31年度を目標に今、焼却施設の建設計画が予定されております。その中では、1,500度という高温の熱で焼却する設備を整えていくという計画の中で、溶けたスラグで道路とかブロック等に使用できるリサイクルというようなことも考えておりますので、そちらのほうで対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、江南市のお話が出ましたけれども、江南市のほうについては一部、公共施設から出る剪定の枝をチップ化をして搬出をしているということを聞いております。今、試験的にやっているということでございますので、これらが一つの目安の中で、議員がおっしゃるような数字に上がってくる要因の一つじゃないかなと思っております。

こういうことも、いろいろ今後は勉強させていただきたいなと思っております。

終わります。

No.199 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.200 ○15番(山盛左千江議員)

総合計画の中に、本市が掲げているリサイクル率、2010年、本年ですよ、その数値目標は40%なんです。

今、28.9%なので、5年前に掲げた数字と大きく離れているんですけども、この40%は、将来的にはその後、41%までと、もう少し伸ばす計画なんですけれども、これは中間見直しで下げる修正はされておられません。

なので、最終的に41%までやるということなんでしょう。どうやってリサイクル率を上げていきますか、お願いします。

No.201 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.202 ○経済建設部長(三治金行君)

まあ多種多様な他市の事例も見ながら、聞きながら、今後考えてまいりたいと思います。終わります。

No.203 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.204 ○15番(山盛左千江議員)

多種多様じゃだめなんですよ。今年が目標が40%だったんです。それが10%以上低いわけですから、もうやっていなくてはいけなかった。

それで、私は聞きましたよね。今後、どういったごみ減量に取り組むんですかと。3Rとかエコクッキングとか、それからごみの組成調査ですか。それでこの40%、あるいは目標を達成することができますか。

No.205 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.206 ○経済建設部長(三治金行君)

それに関する試算はしてありません。

終わります。

No.207 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.208 ○15番(山盛左千江議員)

今のやり取りを聞いていて、行政経営部長はどう思われますか。

せっかく目標値を掲げても、こういった状況です。総合計画って何なんだろうなというふう
に大変寂しい思いがいたしますけれども、質問をしているのは、計画をきちっと実行させる
ため、目標を達成していただくために質問をしているわけです。

今言われて、回答に詰まるようなことのないように、しっかりやっていただきたいというふ
うに思います。

生ごみの堆肥化については、このまま続けるという答弁がありました。費用対効果、市
長がよく言われる出口主義という点からいくと、これは正直いって難しい問題を抱えている
というふうに思います。

幾らいいことであっても、どれだけお金をかけても構わないということにはならないんです
よね、市長さん。どうですか、わかりますか。

そこら辺のところをよく考えて、生ごみの堆肥化については、十分な検討を今後してい
たきたいと思えますし、ごみの減量については努力をいただきたいと思えます。

それから、私は部長と一緒に上山市に視察に行きました。そこに行ったときに聞いてきた
いろんなことについては、生ごみの水切りについては今、ご回答をいただきました。

3Rは日本中どこでもやっているの一緒なんですけれども、ということで、そこで聞いて
きて、私が一番なるほどなと思ったのはごみに対するコストや、今後、市民が何のために
ごみを減らし、ごみを減らすとどうなるかということの見える化だと思うんです。

見えるように、きちっとグラフにして、数字で市民に知らす。それで、市民が努力しなくて
はなというふうに頑張る。そういうことだと思うんです。

そういった見える化の作業を、100 地区において掛ける2回行って、ごみ減量の努力をさ
れてきた。私は一番学んできたところは、そこだと思うんですよ。

そういったことについても、市は努力をするお気持ちがありますでしょうか。

No.209 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.210 ○経済建設部長(三冶金行君)

上山市のほうに私も一緒に同行させていただいて、勉強させていただきました。

上山市の状況が一部、私どもとちょっと違っているのは、山形県ですか、その県内は、ごみの袋等についても、有料化で大部分の市町村がやっているというようなことと、それから一部組合ですか、広域組合の中で、その組合員の市町すべてが考え方を一つにしている。

そういう中で、今回のごみ削減になる有料化ということでやっていたんですけれども、そういう有料化の中で市民ですか、住民の方にお話をさせていただいたということは、十分私どもも頭に描かなければいかぬなというふうに思っております。

そういうことの中では、今後もそういうPR、啓発活動については、十分させていただくということは勉強させていただきましたので、進めてまいりたいと思っております。

終わります。

No.211 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.212 ○15番(山盛左千江議員)

何を言われたいのか、よくわからなかったんですが、有料化するからごみの減量ができるという部分も、ないとは限りませんが、うちは、有料化をしようと思うと、なかなか課題があるというふうに9月議会で答弁をされたわけです。

有料化はできないけれども、ごみは減らさなければいけない。CO2削減に努めなければいけない。で「今、何をしますか」ということで、質問をさせていただきましたが、このことばかりをやっているわけにはいきませんが、今後しっかり努力していただけるようお願いをしておきます。

次、学力について質問いたします。

公開請求をさせていただいて、2年間分、18、19年がすっかり抜けていたという点ですけれども、前の部長、教育長のときのことになるものですから、ここで取り上げるのは少し気が引けるのですけれども、平成20年度以前、18、19年までの間は、学力検査の結果の提出を求めなかった。

ということは、報告も受けていない、分析もしていないということになるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

No.213 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.214 ○教育部長(竹原寿美雄君)

教育委員会で分析がされていなかったということであります。

終わります。

No.215 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.216 ○15番(山盛左千江議員)

はい、わかりました。

まあ残念なことです、今はちゃんとされているということですので、期待をしておきたいと思えます。

先ほどの答弁の中でですが、学習ボランティアの増員ということも出てまいりました。これはどういったことをイメージしていらっしゃるのか。

それから、その学習ボランティアは、だれが、どうやって募集というか集めて、何をしていたのか、具体的にお答えをいただきたいと思えます。

それから今度は、この点については市長にお伺いしたいわけですが、一色議員、杉浦議員から、やっぱり同じように学校の補助教員とか支援員の継続というか、増員についての質問がありました。

教育委員会としては、必要不可欠な人員であるというふうに、もう何度も繰り返して答弁をされました。

しかし、予算を割り振るのは市長部局なわけですから、こういった教育委員会の要望に市長はこたえられるのか。もちろん23年度は一部、まだ緊急雇用が残っているので、今後のことも含めてですが、そのことについての答弁をいただきたいと思えます。お願いします。

No.217 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.218 ○市長(相羽英勝君)

実態をやっぱりきちっと把握して、その実態に合わせて必要性が本当に高いということならば、そういうところをきちっと明確にして、そして、どれだけの人にどういう分野の活躍をしていただくか、そのことを明確にしてやれば、多分大半のことはきちっとできるというふうに思いますから、それを拒む理由はない。

No.219 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.220 ○15番(山盛左千江議員)

いえいえ、答弁漏れです。

No.221 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.222 ○教育部長(竹原寿美雄君)

学習ボランティアの件についてご質問をいただきました。

具体的にイメージしている学習というのは現在、精査はされておりませんが、例えば習字の時間に、そうした心得のある方に、先生についていただいて、一緒に授業に参加をしていただく。

それから、英語その他の教科についても同じように、そうしたいわゆるどういう人かという部分にも入っていきますけれども、地域のそうしたOBとなった方、過去にそういう実績を持たれた方がたくさんおります。そういう方にご参加をいただいて、学習力の向上のために一緒にやっていただけたらというふうな考え方でおります。

終わります。

No.223 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.224 ○15番(山盛左千江議員)

わかりました。

まあ普通の授業についても、市長から今、実績をちゃんと把握して、必要があれば拒まないということだったものですから、多分うまくいくんだろうなと思いますし、そういった以外のものについても今、ボランティアをとということでした。

これは口で言うのは簡単ですけども、なかなか制度化しようと思うと問題が出てくると思いますので、早目にきちっと対応していただければというふうに思います。

それから、学校の中で人がたくさんついても、今度は地域のほうでも、子どもが学校から帰った後、どうするかということも一つ問題になってきていて、居場所づくりということにも関係するんですが、子どもたちの宿題を見てやるとか、それから放課後の遊びだとか、いろいろそういったことも必要になってくるかと思うんですが、地域でのそういった子どもたちを支える活動、支援を、まあ教育委員会がということではなく、多分市民部だとか、いろんなところと連携してということになるんですけども、そういったことの必要性、あるいは今後の考え方などがありましたら、お聞かせください。

No.225 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.226 ○教育部長(竹原寿美雄君)

家庭に帰られた後についてであります。宿題を見ていただくとか、そういうことにつきまして、生涯学習課のほうで「放課後子ども教室」というような新しい施策を現在、考えております。

来年中には、そうした考え方が実現できるようにしていきたいというふうに考えております。

終わります。

No.227 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.228 ○15番(山盛左千江議員)

では、期待をしておきます。

またもう一つ、子どもの学力に関して問題なのは、親の経済的な問題なわけです。

やっぱり親の生活困窮が、そのまま連鎖するというのは、もうよく知られていることです。

本市は就学援助の対象を生活保護の1.2倍というふうに下げました。日進市は1.5です

ね。東郷町も 1.3 です。ということで、近隣に比べてうちは低いわけですがけれども、少しでも親の経済的なことが子どもの学力に影響してこないように、こういった支援も今後求められるかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

No.229 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.230 ○教育部長(竹原寿美雄君)

就学援助の率のことですが、本市は 1.2 ということで、一時よりコンマ1ポイント下がりました。

これは今、日進市と東郷町でありましたか、事例を述べていただきましたが、今、県内の詳しい資料は手持ち資料がありませんので、はっきり申し上げられませんが、県内の尾張地区のいわゆる率を調べさせていただきました。

1.2 が主流というのか、大半が 1.2 ということだというふうに資料を見させていただいたことがあります。

とはいえ、私どもより高い率で支給されている近隣の市町があるということは、実際そういうことがあるということでもありますので、そういうことが学力向上につながっていくことであれば、教育委員会としても、そうした予算的な措置ができるように、努力をしていくことが必要だと思います。

終わります。

No.231 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.232 ○15番(山盛左千江議員)

先ほど、部長の答弁の中で、学年平均だと 20 年が 0.3、21 年が 0.7、科目でいくと 20 年が 0.3、21 年が 0.5 ですか、というふうに、とてもマイナスの数字を小さく答弁されたんですけども、平均というのは、とても数字のマジックがありまして、私が調べたある学年の学校間の差ですけども、平均点ですが、16.35 点の開きがあるんですよ、一番いいところと悪いところでは。

だけれども平均をとると、今の話で零点幾つになってしまうんです。零点幾つで、ちょっとだけマイナスだけれども、これは余り低いと思わないで頑張りますと言われても、実のこ

ろは大変悪いです。全部じゃないですよ。

1つの小学校についてしか、全国との比較ができないような状態なのでいけません、1校だけ全学年、全科目において、残念ながら標準より上だった学校があっただけです。

それで全科目とも、1年から6年まで全部標準以下だったという学校もあるわけですし、半分以上、通過点に達していない学校が9校中4校と、こういう状態で、本当にこれが都市部の豊明市の実体かと思うと、私も大変ショッキングでした。

これを今言われたような、余り意味のない平均点を出して答弁されるということが、一番私は危険なことではないかということで、今後こういった結果についての公表をしていただけたらなというふうをお願いしているんですけども、まず全国達成率よりも、よそは0.3上下ぐらいまでについては、まあよろしいでしょうと。

そのときの何かの都合で発生する程度だというふうには大きくとらえないんですが、それを越えた部分については、やっぱり課題としてきちっと受けとめようというような基準を持っているところがありました。

本市については、そういった基準があればいいんですけども、なければそれを設けて、分析、それから具体的な取り組みをきちっとして行って、傾向と対策のないところには結果は結びつかないものですから、その辺をきちっとやられて、その努力目標も含めて公表ということを検討していただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

No.233 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.234 ○教育部長(竹原寿美雄君)

公表を含めてということですので、お答えをさせていただきたいと思います。

今、学力検査の結果だけのお話をさせていただいておりますけれども、こうした学力検査の結果を公表するについて、2つ考慮すべき事項があると思います。

1点は、壇上で議員も言われたように、学力検査だけが学力をはかるものではないということでもあります。

国が学習指導要領に示す学力の一部に過ぎないというふうにとらえているわけですが、そうしますと、学力検査だけが学力ではないと申しますと、具体的にどういうことかと申しますと、1つは、子どもの心がいかに育ってきているか。これも立派な学力だというふうに思います。

それから、学ぶ意欲をいかに喚起するか、こういうのも学力だと思います。

それから最後に、道徳的実践力、こうしたものもすべてが学力です。

ですので、こういう学力検査だけが公表をされていきますと、全体の学力というもので公表されないものが隠れてしまう危惧があるというのが、1点だと思います。

それから2点目は、この検査結果だけを公表した場合には、この検査の本来の目的が誤解をされかねない。この検査というのは、決して順位を争うための検査ではありません。ペーパーテストによる成績アップをねらった学校が評価されて、学力を総合的にとらえる学校が不当に評価される自体が起こりかねないという危惧もあります。

そうしたことから、知識や技能、学力感というのが、教え込みにより子どもを受け身の学びに追いやるといような危惧もされます。

こうしたことが考慮されるべきで、今後、この学力テストの公表については、多くの方々、まあ学校の関係者、それから保護者の方々からたくさんのご意見をいただきながら、そして教育委員会会議でも十分議論をして、この問題については方向性を今後見出していきたいと思えます。

ですから今、公開をしていくのか、していかないのかということについては、お答えを控えさせていただきますが、議員のこのご質問に対して、ご提言として、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに思います。

終わります。

No.235 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.236 ○15番(山盛左千江議員)

私も学校名を出して、点数をそのまま出すということは、それはとても影響力が大きいし、そんなことを望んでいるわけではなくて、一部ほかの学校や自治体、教育委員会のインターネットで公表されているのを見ていただいたので、イメージはできていらっしゃると思います。

今、20年度以前の問題ですけれども、教育委員会に報告もなく、傾向と対策も、教育委員会として全体を把握できないものですから、それもされずに、今まで長く来たわけですよ。

私の子どもが学校にいたころには、もう少し全体によかったという印象があるものですから、別に学校でその情報をひた隠しにしているうちに、学力が下がったということは、それはわかりませんので、そういうことを言うつもりはないですけれども、やはりそこは問題があるならばオープンにして対策をとっていかないと、前に進めないんじゃないかと。

先ほど、市長が言われたとおりです。明確な理由があるならば、予算もつくでしょう、人も増やせるでしょう、ボランティアの協力も得られるでしょう。そのためには隠してはいけないわけですよ。出し方の配慮は十分していただきたいと思えますけれども、年に1回、「とよあけの教育」という冊子を出していただいております。

その中には、子どもの学力に関する部分には一切触れてありません。そこに体力とか、学ぶ意識だとか、そういったことも数値ではあわせませんけれども、いろいろなものを織りまぜながら、やっぱり表に出していく。

そして、学校や教師が自分の目標をしっかり意識して、達成のために努力をする動きに変えていかないと、なかなか今の状態は変わらないのではないかと思います。ここでの答弁を求めることは無理なようなので、また今後に戻しますけれども、私の求めるところはその点でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後の質問、行政改革の進捗状況についてお伺いいたします。

今、検討中ですので、具体的なことはお答えいただけないということで、実際、何がどの程度進捗しているのか、正直よくわからないわけですが、手数料、それから国保については、条例改正が絶対必要になってきます。

12月の今の段階で、一切お話ししていただけないということで、23年度実施は本当にできるのかと。大方の方針も決まっていないのか、そこら辺を疑問に思うものですから、わかっている範囲内のことについて結構ですので、再度答弁を求めます。

No.237 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.238 ○行政経営部長(宮田恒治君)

この第2次行革プランは、審議会で答申をいただいて、また市民の方にも、このプランは公表しておりますので、このプランに基づいて実施していく考えには変わりありません。

ただし、23年度に実施していく中で議員が指摘のとおり、条例の改正が必要なものが数点あります。

この条例の改正によって、その後に周知する期間もとる必要がありますので、現在、こうしたことも含めてスケジュール調整、それから改正の中身を検討中でありまして、今ここではちょっとお答えをすることができませんので、よろしく願いいたします。

終わります。

No.239 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.240 ○15番(山盛左千江議員)

スケジュールについて調整中というわけですが、そのスケジュールはどのようになっているのか、スケジュールぐらいは決まっていると思いますので、お願いします。

No.241 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.242 ○行政経営部長(宮田恒治君)

現在、施設利用ですとか延長保育料は、それぞれ今、担当の部署の中で、職員を交えて検討されておりますので、時期等については、その中で一緒に検討されていると思います。

終わります。

No.243 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.244 ○15番(山盛左千江議員)

ですから、担当にいついつまでに結論を出しなさいと、条例改正は議会のときが原則なので、まあ3月は絶対無理でしょう。次は6、9、12月というふうになっていくわけですから、何月議会に上程しないと、市民の周知期間も考えれば、23年度中の実施は無理ということは、どうしても決まってくるわけですよ。

だから、その部分も含めて全部担当の中で検討中というのでは、それでは行政経営部は何をしているんですか。おかしくないですか、それ。

それでは、22年度の行政改革の成果の見込額、あるいは達成度については、つかんでいらっしゃいますでしょうか、お願いします。

No.245 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.246 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まだ22年度の事業がすべて終了しておりませんので、22年度の結果についても、今年度の事業が終わった段階で集計をまとめて、また、ご報告をしていきたいと思っております。

それから、今の23年度の実施予定につきましては、現在まだ、担当課のほうで検討中であると申し上げました。これはまだ、そうした確定のプランが上がってきておりませんので、庁内の中でも審議もされておられませんので、まだこの段階ではお答えできませんというお話をいたしました。

終わります。

No.247 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.248 ○15番(山盛左千江議員)

わからないことばかりのようで、それでは私は3月議会で行政改革についていろいろ提案をいたしました。

委託契約の物品買い入れの仕様書見直し、工夫によるコストの引き下げをしてはどうか。同一委託事業について、入札にはいつも同じ指名業者を入れないように、固定化を避けるというふうにも提案いたしました。

一般競争入札の対象事業を拡大して、価格を下げるように努力しろ等々、質問をいたしました。こういったことについては、行革の計画の中には盛り込まれておりません。

ですけれども、行革には書かなくても、やることはやりますというふうな、そのときに答弁もいただいておりますが、23年ではやっていただけるのでしょうか、お願いします。

それから、「アイデア五輪」が行われました。受賞された事業については、行革の中に入っておりますが、それ以外の事業につきましても、活用していきたいというような答弁をいただきました。

23年度において、何ということではなくてもいいですが、どのぐらい採用される予定なのか、つかんでいらっしゃったら、ご答弁をお願いいたします。

No.249 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.250 ○行政経営部長(宮田恒治君)

入札の改革につきましては、第1次行革プランの中に、そのプランの中身を触れておりますので、今回、第2次については、第1次で掲載したものは、特に触れておりません。

それから、「アイデア五輪」については、それぞれ提言のあったもの、それからパブコメを

して意見があったものは、今回の中に当然入れておりますので、こうしたことについては、今後実施していく予定であります。

終わります。

No.251 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

発言者に申し上げます。

残り時間は4分を切っております。

山盛左千江議員。

No.252 ○15番(山盛左千江議員)

第1次行革云々ではありませんで、私が質問したのは先の3月議会です。

委託業者等の指名の固定化は避けたほうがいいんじゃないですかと。市内のいつも同じ業者で、同じ事業を分け合っているというのはおかしいので市外業者を入れる。あるいは数を増やしたり、いろいろそういう工夫をしないと、競争性が働きませんよねという、それは事実に基づいて質問をいたしました。

第1次アクションプラン云々という話ではなくて、そういったことも含めて入札や契約の見直しをされるのか。行革のテーマに上げないにしても、23年度のコスト縮減の大きな方法として取り組んでいかれるのかを聞きたかったので、お願いいたします。

それから、保育園の関係ですけれども、今の答弁で、児童クラブの時間を、開設時間の延長を含めて値上げを検討中というふうに聞いた覚えがあるんですけれども、一昨日、平野議員の子ども支援の質問のところで、「時間延長については希望が多少はあるけれども、やらない」という答弁があったと思うんですけれども、今の答弁だと、値上げに合わせて時間延長をするんですか。

ちょっと答弁が食い違っているので、するなら、していただければいいんですけれども、確認をさせていただきたいです。

特に、値上げをするから時間を延長するのか、時間を延長しないといけないから、その財源のために値上げをするのか。これは全く考え方が逆転しているように思いますので、答弁を求めます。

No.253 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.254 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず、最初の質問の入札改革の件です。これは多分、3月議会でもお答えしたかもしれませんが。

今、こうした経済状況の中では、さらに市内の業者の育成にかかっていかなければならないと思います。

そうしたことによって、それで市内の経済が活性化されることによって、市の財政のほうにも寄与されてくるだろうと思っておりますので、現在のところ、まだそういった指名業者の改革はとっておりません。

終わります。

No.255 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.256 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

第2次アクションプランの中に、児童クラブの利用料の改定の検討と、それから延長保育料等の改定がございます。

その中で、あわせまして開設時間の延長というのが、プランの中にとりあえず案として入っておりますので、それも含めて検討をしていくということでございますが、どちらが先かということもございますが、国のほうからもう先日、この児童クラブについて義務化をするという、そういった方針が出たということ。その中で、また利用時間の延長のサービスの拡充についても検討をしていくという、そういった国の方針も出ておりますので、それもあわせて、このアクションプランの中で検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.257 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

時間がありません。

山盛左千江議員。

No.258 ○15番(山盛左千江議員)

じゃ最後、国保のことでお伺いいたします。

今、答弁で限度額だけではなくて、本体であります税率、均等割、平等割についても、検討中だというふうに言われました。とんでもないことで、行革には「上限」とだけしか書いてないのに、何で本税まで手をつけるのですか。これはとんでもないことなので、ぜひやめていただきたい。

上限を引き上げるについても、低所得者層への救済については確実にやっていただか

なければならぬわけですが、どうやっていくのか、ご答弁をお願いいたします。

(終了ベル)

No.259 ○議長(矢野清實議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12月4日から12月6日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.260 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、明12月4日から12月6日までの3日間を休会とすることに決しました。

12月7日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時11分散会